



市制施行30周年記念式典

定例会のあらまし

◎第1回定例会

2月23日(第一日目)

開会、会期の決定、議案説明(新年度予算を除く)、諮問採決〔適任可決〕、同意案採決〔同意可決〕、議案常任委員会付託、議案説明(新年度予算)、予算特別委員会設置〔委員の選任〕、議案予算特別委員会付託、議員提出議案採決〔原案可決〕、議員提出議案常任委員会付託

2月25日~27日・3月1日

付託議案の常任委員会審査(新年度予算を除く)

3月2日(第二日目)

議案(新年度予算を除く)・議員提出議案審議、常任委員長報告—議案採決〔原案可決〕、議員提出議案採決〔原案否決〕

3月3日(第三日目)

代表質問

3月4日(第四日目)

代表質問

3月5日(第五日目)

代表質問、一般質問

3月8~12・15~17・19日

付託議案の予算特別委員会審査(新年度予算)

3月23日(第六日目)

議案審議(新年度予算)、予算特別委員長報告—議案採決〔原案可決〕、議案説明、同意案採決〔同意可決〕、閉会

代表質問

今定例会の代表質問は、三月三日、四日、五日の三日間にわたり、各会派を代表して八名の議員が市政全般に対する諸問題について質問しました。

新風 21

寺尾 孝治 坂本 一彦
中曾 義孝 下村 昭治
佐々木 靖幸 杉井 弘文

当初予算案・財政について

質問

本市は全国に誇れる活力あふれるまちに成長したが、市制施行三十周年を迎える新年度はこの勢いのつた、しかもバランスのとれた予算編成をする必要がある。何に重点を置いて予算編成をしたのか、予算の特徴について伺いたい。

政府は三位一体改革を進めているが、国から地方への歳出縮減やこれによる県の財政不足が本市の財政や事業にどのように影響するのかわかるか。

本市の市税収入は前年比八・〇%の増、十三億千七百円余の増が見込まれている。これは企業の業績回復などによるものだが、今後、市税収入がどのように推移するのかわきたい。また、法人市民税が十二月補正後の予算より減となっているが、その要因について伺う。

新市建設は議決を受けて具体的に始まるが、新年度予算と新市建設がどのように連動しているのか伺う。

答弁：市長

人が住み、集い、交流し、活動していくことが都市の発展を支える。新年度予算の施策展開においてもこれにつながる魅力と活力を生み出す分野を積極的に推進している。中でも企業立地の促進や街路事業・酒蔵地区まちづくり事業の推進、野球場の建設などに力を傾注し、将来への発展基盤の強化に向け本市独自の魅力と活力づくりを進めるために重点化を図っている。

本市の予算における三位一体改革の影響としては、六つの国庫支出金が削減され、二億六千七百円余の減収となっている。一方、税源移譲としては所

得譲与税が二億六百万円交付されるにとどまり、地方交付税は実質的に六億円の減になると見込まれる。県支出金についても特別要因を除くと前年度と比べ、三億六千五百円余減と大きな影響を受けている。また県では財政健全化への対策として補助金や公共事業費の大幅な削減を計画している。そのため、本市における農業・生活・都市などの基盤整備の遅れを懸念している。

法人市民税の法人税割は景況や会社の経営によって毎年大きく変動することから、その見積もりには例年苦慮している。新年度予算が今年度の決算見込みより減となった要因は、設備投資による経費の増加が予測されることや今年度はリストラにより増収したという側面があるた

めである。景気の回復に伴って引き続き税収が増加することを期待するとともに、産業の活性化、雇用の創出、魅力的なまちづくりを推進する施策を効果的に実施することにより、税収を確保できるものと考えている。今後は国や県からの継続的な財政支援が難しくなると予測される。安定的な財政基盤の構築のため、市税を引き続き確保していくことを最重要課題として取り組んでいく。

質問

急激な社会情勢の変化への対応について

①県立広島中学校の市内合格者は百六十人中、六十四人、広島高等学校の前期選抜では百六十人中、九十一人である。後期選抜では本市の受験者が何人い

るのか、市外への通学者の減少に効果があったのか、教育委員会の評価はどうか伺う。

している。これが実現すれば日本一の文教都市になると確信をするが、具体的な情報があれば示されたい。

文部科学省はゆとり教育を掲げた新学習指導要領をわずか二年足らずで改正し、学習指導要領を最低基準と位置づけた。教育の指針となるべき基本的な部分で国が揺らいでいるときにこそ、地方が方向性を示し、特色のある教育改革を発信すべきであると考えるが、この再改訂の影響と教育委員会の考え、そして本市におけるゆとり教育の定着状況を伺う。

二期期制は新学習指導要領の目指す「生きる力」を育むためのゆとりを生み出し、充実した教育活動を実現するための最も効果的な方策であると思うが、導入に向けた今後のスケジュールと方向性、効果を伺う。

広島県教育委員会は不登校やいじめの防止に向けて、希望により小学校六年生のクラスで複数の指導者による授業や習熟度別授業を行う施策を打ち出した。小学校の基礎学力の未定着が中学校で学校嫌いになる要因の一つであり、この不登校対策は大いに効果があると考える。

本市において該当する学校があるのか、教育委員会の考えとあわせて伺いたい。

答弁：教育長

県立広島高等学校後期選抜の志願者数七十五名のうち本市からは三十三名の生徒が志願している。市内高等学校の定員は賀茂高等学校の定員減と県立広島高等学校の開校で差し引き百六十名増加する。県立広島高等学校開校による市外への通学者の減少効果は、公立高校の選抜がすべて実施されていないので現時点では判断できない。県立広島高等学校前期選抜では、倍率が二倍を超える中、市内合格者が五七%を占め、よく頑張っていると評価している。

広島大学の附属小・中学校の移転や附属高校の設置には大きな期待を寄せている。しかしながら、その具体化については広島大学中期計画の認可後に厳しい経営や大学跡地の課題への対応なども含め、引き続き総合的に検討されると考えている。

新学習指導要領のねらいは、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、子どもたちに基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育むことにある。新学習指導要領の一部改正は、このねらいの趣旨を再度徹底させることと一層の充実を図るために行われた。したがって、各学校で創意工夫を活かした特色ある取り組みがさらに推進されると考えている。

きめ細やかな教育活動を展開し、各学校の特色を出した体験的、問題解決的な学習の充実を図り、思考力や判断力、表現力などを育成している。本市の児童・生徒にはゆとりの中で「生きる力」が定着しつつあると考えている。

二期制の教育効果は、授業時間数の確保ができ指導が充実すること、教師と子どもの触れ合いの時間が増えること、長期的な視点で教育課程を編成できること、学びに連続性ができること、長期的な視野で適切に指導ができること、長期休業前に進路指導や生徒指導を充実できることなどが考えられる。今後は平成十七年度から全小・中学校で実施することを前提に検討委員会の基本方針を決定し、学校が教育課程や学校行事を見直し、実施計画を作成していく予定である。市民、保護者へはPTAの会合や教育広報紙「学びのトライアングル」などにより周知に努めていきたい。

小学校六年生への少人数指導については、本市でも数校の小学校が実施する計画である。不登校対策の中心は児童・生徒の持つ悩みをしっかりと理解し、不登校の傾向を早期に見出し適切に支援していくことである。すべての小学校において生徒指導、教育相談の充実と基礎学力定着の取り組みを統一的に実施することにより、子どもたちの進学に当たっての不安を解消できるように各学校を指導していきたい。

給食センターについては、よ

り安全で効率的な学校給食を提供するという観点から、現在、新たな大規模センターの立地場所、対象校の見直し、それに伴う配送時間や配送計画、合併先の給食施設の活用などについて調査検討を進めている。最終まとめについては、できるだけ早い時期に報告していきたい。

質問

②新年度、次世代育成行動計画を策定することになっているが、この行動計画の目的と今後の具体的スケジュールについて伺いたい。

愛知県日進市では子育て支援などのソフト面の施策を充実することによって住民の定着に大きな効果を上げている。母親や子どもにとって住みやすい優しいまちづくりこそが目指す次世代育成につながると思うがどうか。

答弁：福祉部長

次世代育成行動計画は十年間の集中的、計画的な取り組みにより、子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を図ることを目的とする。現在この計画の基礎資料とするため、子育て家庭の生活実態や意識、サービス利用実態、利用意向等の調査や子育て支援策の評価等を行い取りまとめている。今後のスケジュールは、次世代育成支援対策地域協議会を設置し各方面から意見を聞くとともに、八月頃に子育て支援の必要サービス量を取りまとめ県へ報告し、平成十六年度末までに行動

計画を策定する予定としている。ファミリーサポート事業などの子育て支援施策を充実することは、母親や子どもにとって住みやすいまちづくりのために必要かつ有効であると認識している。

都市の魅力づくりと活力の創造について

質問

①市道、河川、ため池、合併浄化槽の整備など、生活関連事業の予算が減額されている。個別の事業の終了によるものだが、遅れが目立つだけに減額をするのではなく、別の箇所の整備に着手すべきだと思うがどうか。

東広島高田道路の整備により東広島本郷忠海線の西高屋駅付近の混雑が予想される。この地域を文教地区として整備するためにも、吉行小谷線の早急な整備を県に要望していただくとともに、具体的な整備計画があれば示されたい。また県立広島中学校・高等学校の通学路となる東広島本郷忠海線の歩道整備の見直しと西高屋駅前広場から駅前ロータリーに通じる歩道橋の設置計画、校舎前の遊休地の開発計画について伺いたい。

答弁：企画部長

本市がさらに魅力的な都市として成長していくためには、生活基盤と都市基盤の整備を総合的にバランスよく推進することが必要である。生活関連事業の新年度予算額は三十九億六百万

円余と、前年度と比べ三億四千万円余の減としているが、補助事業の減少によるもので、一般財源ベースでは一億四百万円余の増としている。苦しい財政状況の中で、重要な施策として精いっぱい努力をしている。道路改良では早期に事業を実施するため、低入札による入札差金を新規事業の測量設計業務に充てるなどの工夫をしている。その結果、整備予定路線数も平成十五年度の三十四路線に対し、平成十六年度には新規の十一路線を含む三十八路線を予定している。

農業用施設整備事業の予算は、基盤整備促進事業や農業総合整備事業などの大きな補助事業の終了などにより大幅に減っているが、一般財源では増額している。

生活基盤整備は市民の生活に直接影響するので今後も可能な限り早期の事業実施に向け努力していきたい。

答弁：都市部長

都市計画道路吉行小谷線は、主要地方道東広島本郷忠海線のバイパスとして都市計画決定さ



▲ 県道東広島本郷忠海線

れている。県道東広島本郷忠海線は現在でも通行車両が増加しており、県立広島中・高等学校の開校、東広島呉自動車道や東広島高田道路の供用開始によりさらに交通量が増加すると予想される。そのため、市としても以前から広島県に早期整備の要望を行っている。現在のところ具体的な整備スケジュールは明らかになっていないが、今後も引き続き早期に整備していただくよう強く要望していく。

東広島本郷忠海線の横断歩道橋には来年度から広島県が取り組む予定になっている。今後詳細な計画について関係機関と協議を行い、横断歩道橋の早期設置に向けて努力していきたい。県立広島校の隣接地では民間で約三ヘクタールの開発が進められているが、現在のところ市に対し、具体的な計画協議はされていない。今後具体的な計画が明らかになった段階で開発に関する技術的な指導など積極的な支援をしていきたい。

新 政 会

櫻木 幸則
石井 康隆
黒川 通信
石丸 正喜
木原 亮二

新年度予算について

質問

① 地方分権を進める改革の柱の一つである三位一体改革は、平成十六年度から三年間で、四兆円の国庫補助金削減と地方への税源移譲、地方交付税縮小の三つを同時に実施するものである。新年度から新設する所得譲与税は公立保育所運営費等の補助金を廃止し、地方に財源を移譲するもので、本市においても二億円余が計上されている。この三位一体の改革は本市予算編成にどのような影響を与えるのか、今後の見通しも含めて状況を伺いたい。

② 急激な社会情勢の変化へ対応するため、地域の特性を活かした独自事業が必要と思うが、厳しい財政状況の中、国庫補助対象でない新規に事業を起すことはできないのか。また全体事業費が少額で効率的な事業であっても、一般財源が多額と

業務には大きな課題はないが、消防業務には通信指令システムや無線の整備、消防救急に係る組織体制の差異などの課題がある。本市と竹原市、安芸津町、大崎上島町の首長による会議では、これらを踏まえ、将来的に大きな枠組みで取り組むことが望ましいことと、消防救急に係る課題については三年間程度をかけて整備することとまわり、両組合の業務を広島中央広域行政組合が共同処理していく方向で議会と調整を進めていくことを確認している。

答弁：市長

平成十七年二月の合併に向けて六月に合併関連議案を一市五町の各議会に提案し議決を得るためには、三月中の合併協議会で新市建設計画の承認を受け、県協議を経て五月には合併協定書に調印する必要がある。現在、新市建設計画は賀茂広域行政組合の最終処分場第二工区に係る問題などがあるため、安芸津町で協議中である。安芸津町には三月の合併協議会では一定の結論を出すようお願いをしている。また、黒瀬町では合併の可否を問う住民投票条例の制定を求める署名活動が始まっている。共に新しいまちづくりに取り組んでいくという共通の認識のもとに、当初の予定どおり合併協定書の調印ができるように精力的に取り組んでいきたい。

大和町については町民の民意が本市となった場合には、町長と町議会が十分に協議をされ、適切な方向を出されるものと思っている。その結果、本市との合併を志向されるならば、市議会や五町の町長などに相談をし、適切な判断を行いたい。

新庁舎の建設については、建設場所は現庁舎の敷地が一番の適地であると考えている。規模的には臨時職員等を含め本庁職員数を八百名程度と試算しており、延べ三万平方メートル前後の床面積が必要となる。事業費は九十億円程度必要ではないかと考えている。建設時期等を含め、具体的な事項については合併協議後に正式な調査を開始したい。なお、合併直後の本庁職員は百名程度増員になると見込んでいる。その間不足する事務室などについては公的施設の利用や民間からの借り上げなどで対応していく必要があると考えている。

合併問題・広域行政について

質問

合併に関わる協議は順調に進んできたが、合併に係るスケジュールは当初の予定どおりになるのか伺う。

大和町の将来は町民自らの判断にゆだねるべきだが、仮に大和町で住民投票による民意が本市との合併と出た場合のその後

の流れについて考えを伺いたい。

合併後の広島中央広域行政組合におけるごみ・し尿、消防業務の取り扱いについて、現在の協議状況を示していただきたい。

庁舎の建設には新市誕生後、速やかに着手しなければなら



竹原広域と賀茂広域の業務を広島中央広域行政組合に承継することについては、ごみ・し尿

平成十六年度の三位一体改革の本市予算への直接の影響としては、公立保育所運営費国庫負担金や要介護認定事務費交付金など六つの国庫支出金が削減され、金額にして二億六千七百万円余の減収となる。一方税源移

質問

譲与税と同じく九月と三月に、当該年度の交付総額の二分の一ずつが交付される。またその額は各市町村の平成十二年国勢調査人口に応じて配分され、その後の人口の増減に伴う調整措置はされないこととなっている。

答弁：産業部長

今後の商工業の振興に係る施策としては、企業誘致を図るため、施設整備助成金の新設をし、また市内の公的団地の未分譲地や貸し工場などの情報を一元化してインターネットで公開する予定である。また、東京連絡協議会に加え、大阪連絡協議会において本市ゆかりの経営者から産業施策に活かせる意見をいただき、リーディング産業の誘致ができるような活発な運営を

質問

② 商工業の振興には企業誘致を含め、具体的施策や環境整備が不可欠であることは言うまでもないが、今後の施策展開について考えを伺いたい。

行っていきたい。さらに、ベンチャー支援施設の活用を図るとともに商工関係団体との相互連携を強化し、数多くの新産業が創出できるよう積極的な起業化支援を展開していく。

地域水田農業ビジョンの策定に当たっては産地づくりや法人育成等に結びつく交付金などを定めている。また長期的な展望に立ち、農業振興基本計画に基づいて産地消や都市近郊農業の推進、集落農場型法人の育成、農村の多面的機能の発揮などを柱とした事業を推進している。特に産地消の推進に関しては、JA直売所の支援や学校給食での地場野菜の利用等に取り組んでいる。また流通センターへの出荷を増やすため、長期的な視野に立ち、担い手育成を推進すると同時に振興作物の産地化や他品目野菜の栽培指導などを実施している。産地化の推進のために、振興作物の広島中央農協管内における一億円産地化やJA等が中心となった野菜生産組織の設立などに努めている。

答弁：市長

その時期と規模、場所、事業費を具体的に示していただきたい。また、新市誕生後、多くの職員が本庁舎に移動し、現施設では事務事業に支障を来すのではないかと思われる。当面の本庁勤務の職員数と庁舎完成までの対応について伺う。

① 地方分権を進める改革の柱の一つである三位一体改革は、平成十六年度から三年間で、四兆円の国庫補助金削減と地方への税源移譲、地方交付税縮小の三つを同時に実施するものである。新年度から新設する所得譲与税は公立保育所運営費等の補助金を廃止し、地方に財源を移譲するもので、本市においても二億円余が計上されている。この三位一体の改革は本市予算編成にどのような影響を与えるのか、今後の見通しも含めて状況を伺いたい。

今後とも地方交付税の見直しと税源移譲を引き続き行うこととされているが、平成十七年度以降の具体的な内容は現在のところ示されていない。国に対して、具体的な内容を早期に指示するとともに、地方自治体の意見も十分反映するように全国市長会等を通じ強く要望していく。

なる場合は実施しないのか。特に幼児、児童・生徒への虐待等社会問題となっている課題については、積極的に取り組む必要があると考えるが見解を伺う。

答弁：市長

実施事業の選択に当たっては、毎年度総合計画実施計画の見直しを行う事業調整の中で、新規事業も含め各事業の必要性、緊急度、費用対効果などを総合的に勘案し、中・長期的な

三位一体改革の職員研修について

質問

三位一体改革により行政組織にも大きな改革が必要となる。地方分権に伴う事務移譲も多く、合併後は、本市の職員や議員は中心的な役割を担うことが要求される。個々の研鑽に加え、組織的、計画的な研修が必要と考えるが、どのように取り組んでいくのか。

答弁：助役

地方分権の推進さらには三位一体改革により、独自の政策判断のもと行政サービスを安定的に提供していくためには、職員全員が新たな発想と行動力を発揮していくことが強く求められている。そのため、職責に応じた課程研修の実施に加え、近年では政策形成能力や管理監督職員のマネジメント能力の開発を重視した研修も実施している。また平成十四年に県と市町村が共同で設置した「ひろしま自治

財政状況も踏まえて検討している。その中で真に必要と考えられる事業については、国県補助の対象とならない市単独事業であっても積極的に取り組んでいる。

児童虐待への対応については、新規事業として警察署、児童相談所等の関係機関で構成する「児童虐待防止協議会」を設置し、児童虐待の予防・早期発見、各組織の連携の強化、情報の交換、研修等を幅広く行っていくこととしている。

人材開発機構」が企画する研修にも積極的に参加させている。

合併により住民のニーズも今以上に多様化することが予想され、本市職員のみならず関係町の職員の資質向上を図るための研修を今後とも積極的に講じていく。また地方公務員制度改革の中で検討されている能力主義・成果主義の導入も視野に入れないながら、職員研修と目標管理制度を有機的に活用して、組織的、計画的に取り組んでいきたいと考えている。



市街化調整区域内の開発について

質問

平成十三年の都市計画法の改正に伴い県条例が制定され、昨年四月から市街化区域に隣接する地区について開発できるよう規制が緩和された。該当地区では小規模な開発が行われており、公共的施設を計画的に整備することが難しい状況にある。道路幅員や市街地形成密度は条例で定められているものの、その他特に排水などの開発許可条件は定められていない。これらの開発許可条件及び技術的な指導はどのようにしているのか。

答弁：都市部長

広島県が平成十五年四月に制定した開発行為等の許可の基準に関する条例は、市街化区域からの距離や道路要件など一定の条件に合致すれば住宅や共同住

宅の建築を認めるものである。指定幹線道路沿線や住居系等の市街化区域から一定の範囲内であれば小規模な店舗、飲食店等も建築可能としている。

開発に当たっては、県が定める開発事業に関する技術的指導基準に適合する必要がある。具体的には開発区域の規模・形状・周辺の状況、予定建築物の用途、環境の保全・災害の防止上支障がないかどうかなどで、排水については想定をされる雨水及び汚水が有効に排出できることが求められる。さらに農地法等他法令における土砂流出に対する防除措置など、周辺に対して開発事業者が適切な措置を講ずる必要がある。

市としても都市計画法をはじめ関係法令に基づいて、許可権者である広島県と連携を取りながら必要な指導をしていく。

し尿処理行政と関連する諸問題について

質問

①し尿収集運搬業務が地区割制になつてきていることから、市民は、業者に対し苦情を言えば処理してもらえないかもしれないという悩みを抱えている。こうした実態について行政指導を徹底し、業者に対し業務の改善を促す必要がある。収集料金についても他市町村と比較検討し、適正な水準となるよう業者の理

答弁：市民部長

現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は賀茂広域行政組合の許可業者三社により実施されており、区域内のし尿及び浄化槽汚泥を生活環境の保全上支障が生じないよう効率的に収集するため、収集運搬の区域を定

められている。収集運搬料金は、地域格差が生じないように統一料金となっており、し尿収集料金適正化協議会の答申を踏まえて決定されている。自治体ごとに収集効率に違いがあるため他市町村との比較は難しいが、市民の日常生活に大きく影響する業務であり、料金の適正化について賀茂広域行政組合と連携を強化していきたいと考えている。

質問

②本市は平成七年三月、し尿及び浄化槽汚泥収集業者と協定を締結し、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務の合理化に関する特別措置法の趣旨を拡大解釈して金銭の補償を行ってきた。将来に禍根を残さないよう対処する必要があるが、法律の解釈も含め今後どのように対処していくのか所見を伺う。

答弁：市民部長

この法律は公共下水道の整備等に伴い、し尿及び浄化槽汚泥収集許可業者が受ける業務の縮小等の影響を緩和する対策を講じることにより、し尿等の継続的な適正処理を図るとともに、許可業者の経営の安定及び円滑な事業転換を促進することを目的としている。

本市としては法の趣旨を尊重し、後年度の市財政負担が大きくなるまいよう、平成七年三月に三許可業者で構成される賀茂環境整備事業協同組合と協定を締結し、先行的に合理化対策を実施してきた。その内容は、公

共下水道が供用開始された昭和六十年度を基準に平成五年までの八年間を第一期、平成六年から平成十年度までの五年間を第二期とし、転廃交付金と代替業務のあつせん措置を併用して行ったものである。

平成十一年度以降の対応については、下水道整備及びし尿等液状一般廃棄物処理業務の現状並びに将来的なあり方を踏まえ、許可業者と継続した協議、交渉を進めている。具体的には、下水道が普及していくものの浄化槽汚泥処理量の増加により、し尿等処理量が最大となるまでの期間を第三期とする。その期間を許可業務の規模の縮小、廃業等はないものと認識し、将来の著しい影響緩和に備えるための準備的合理化対策期間として位置づけている。事業転換のための先行支援措置として代替業務のあつせんを行い、許可業務が縮小傾向に入った段階で支援額を算定する際に控除することとしている。

し尿等の要処理量の減少により許可業者全体の縮小、減車・減員傾向が生じてくる第四期は、処理体制の規模の適正化を確保するとともに、可能な限り代替業務のあつせんを考慮し、合特法に基づく合理化事業計画を策定し、し尿処理業務の適正化に努めていくこととしている。



農業政策について

質問

本市でも担い手不足などから集落農場型農業生産法人に農用地を集積し、効率的な農業経営を行うため、五つの農事組合法人が設立されている。しかし、農地利用集積実践事業が終了したため、今後は認定農業者に対して農地の利用集積を促進し、経営規模の拡大を行う場合に助成を行うことになると聞く。

そこで、認定農業者農地集積促進事業の内容と今後の見通しについて伺いたい。今後も集落農場型農業生産法人の設立希望

があつた場合どのような対応になるのか。企業の参入や遊休農地の活用に緊急地域雇用創出特別交付金を活用するなど、本市独自の対策が講じられないかを伺う。



▲ 新鮮な地元野菜の並ぶ農産物直売所

全性の確保という緊急課題に対し本市としてどのような取り組みをしていくのか。

答弁：産業部長

認定農業者農地集積促進事業は、認定農業者や五戸以下で構成する農業生産法人が農用地を集積する場合に、その集積の取りまとめを行う農用地利用改善団体を対象に合計で十二ヘクタールまで、年間で五ヘクタールを上限に十アール当たり二万円、遊休農地は一万円の加算金が交付される。集落の大多数が参加する集落農場型農業生産法人は対象とならないため、本市独自の制度として地域水田農業ビジョンにおいて交付金の対象とし、一ヘクタール以上集積する農地に十アール当たり一万円の助成を行うこととしている。

現在上三永地区において集落農場型生産法人の設立準備が進んでいるが、県の新農林水産業・農産物産地活性化総合支援事業を活用し、農業機械、施設等の整備を支援していく。今後も農業振興の大きな柱の一つとして、国県の制度を活用しながら支援を行っていききたい。

本市独自の農業活性化として

は、昨年、有限会社へ経営移行を希望される認定農業者に対し、継続的な農業経営ができる体制整備となるよう側面的な支援を行った。さらに、集落全体での法人設立が難しい地域には、認定農業者へ農用地が集積できるよう農業委員会と一体となった支援を行っている。

市民農園は現在、七か所約三百区画の提供に対し、約二百五十区画の利用がある。新年度は野菜等の栽培を指導する農業体験セミナーを開催することとしている。また、地産地消を推進するため、県と市の補助を受けて広島中央農協が設置した野菜等直売施設には、約百八十戸の市内農家が出荷され、平成十五年度は約四千五百万円の売上げがあつた。

また、広島県では、栽培履歴や化学肥料の使用量を抑えた農産物を認証する「安心！広島ブランド認証制度」を創設する予定とされている。本市としては、安全で安心な農産物を市民に提供するために農薬使用等農産物の栽培に関する記録を農家に浸透させるなど、栽培や農薬の安全使用の指導を行っていくこととしている。

整備についても優先的に整備するものとその後整備するものとに分かれている。また広島県障害者プランの最終案も、七年後までに一日平均利用者数五千人以上の鉄道駅にエレベーターを設置することを目標として示している。

まず、各事業計画に基づく事業規模はどれくらいになるのか。本市負担に関わる事業規模はどれくらいになるのか伺う。

次に、特定事業の整備は目標年次の平成二十二年までに終了するのか。各事業者における事業の進捗状況を伺いたい。また優先的な整備はいつまでに実施するのか。その後の整備分についても、補助金の交付等財政支援措置を受けることが可能か。

西高屋駅の整備計画について、基本方針や広島県障害者プランの最終案に沿うべく計画の前倒しが必要と考えるがどうか。

東広島市移動円滑化 基本構想について

質問

平成十二年に施行された交通バリアフリー法は、平成二十二年を目標に、一日平均利用者数五千人以上の旅客施設や道路等の一般交通用施設等のバリアフ

リー化を実施することとしている。本市においても平成十五年三月基本構想を取りまとめたが、既存の旅客施設等の整備については公共交通事業者の努力義務となっている。特定事業の

できない状況にある。また、市事業についても、今後JR等の関係機関と協議を行いながら事業計画を作成し、具体的な事業内容や事業規模を定めていくこととなる。

進捗状況については、今年度は八本松駅構内のエレベーターや視覚障害者誘導用ブロックの設置、ブルーバールについては西条中央巡回線との交差点から西条豊栄線との交差点までの区間の歩道の段差解消などの整備が進められている。また新年度は八本松駅広場エレベーター設置詳細設計を行うとともに、西条駅周辺地区における歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等に関する事業計画を作成する。県事業としては、引き続きブルーバールの歩道の段差解消が進められる予定である。また、事業の実現性や事業規模等を勘案し、平成二十二年度までに事業着手ができる見込みのある特定事業を優先的に整備することとしているが、国等の財政支援措置がその後も継続されるかどうか、現在のところ見通しが立っていない。

西高屋駅については、駅舎、南北自由通路、南側駅前広場の一体的な整備が必要である。入野川の改修やアクセス道路の拡幅が必要であることに加え、地元財産区の土地利用の問題があり、短期的な整備は難しい状況にある。そのため、基本構想では平成二十二年以降に実施することとしている。

白市駅については、一日平均利用者数が約四千人で特定旅客

交通バリアフリー法では、市町村が策定した基本構想に沿って、JRやバス事業者など公共交通事業者、県や市など道路管理者、県公安委員会など各事業者が個別の事業ごとに事業計画を作成し、バリアフリー化に関する特定事業を実施することとなる。そのため、特定事業の全体事業規模については把握が

答弁：都市部長

交通バリアフリー法では、市町村が策定した基本構想に沿って、JRやバス事業者など公共交通事業者、県や市など道路管理者、県公安委員会など各事業者が個別の事業ごとに事業計画を作成し、バリアフリー化に関する特定事業を実施することとなる。そのため、特定事業の全体事業規模については把握が

できない状況にある。また、市事業についても、今後JR等の関係機関と協議を行いながら事業計画を作成し、具体的な事業内容や事業規模を定めていくこととなる。

進捗状況については、今年度は八本松駅構内のエレベーターや視覚障害者誘導用ブロックの設置、ブルーバールについては西条中央巡回線との交差点から西条豊栄線との交差点までの区間の歩道の段差解消などの整備が進められている。また新年度は八本松駅広場エレベーター設置詳細設計を行うとともに、西条駅周辺地区における歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等に関する事業計画を作成する。県事業としては、引き続きブルーバールの歩道の段差解消が進められる予定である。また、事業の実現性や事業規模等を勘案し、平成二十二年度までに事業着手ができる見込みのある特定事業を優先的に整備することとしているが、国等の財政支援措置がその後も継続されるかどうか、現在のところ見通しが立っていない。

平成

遠地和明 井原修
山下守 高木昭夫
牧尾良二

新年度予算について

施設の要件を満たしていないが、本年二月に設置された広島空港アクセス鉄道整備計画検討委員

会での検討結果を踏まえながら今後検討を進めていきたい。

質問

①就学前の子どもは年齢や保護者の就労形態等で区分されることなく、心身の発達に合わせ、一貫した方針に基づき育成されるべきである。幼稚園と保育所の根本的な見直しを図る必要があると思うがどうか。

また、旧西条市街地の人口増に伴う保育施設の不足、老朽化、駐車場不足による送迎時の交通安全対策、今後の民営化などの問題をどのように認識をしているのか。

介護保険については介護サービスが身近で受けられ、有効に機能していくよう努める必要があるが、事業計画の進捗状況と課題について伺いたい。

答弁：福祉部長

幼稚園と保育所の一元化の推進は、年齢や保護者の就労形態の区別なく〇歳から一貫した方針に基づき乳幼児育成を行えること、社会資源の有効活用が図られること、保育時間の選択肢の拡大や保育所持機児童の解消などが期待できることなどを踏まえると、有効かつ重要な課題

用者数が九七・八八%、居宅サービスの利用者数が一〇一・六四%、給付費が約九八%の見込みであり、おおむね計画どおりに推移をしている。

こうした中、課題としては介護サービスの提供が介護度の軽減に余り効果を上げてないという実態、急増する痴呆高齢者への対応の不備、複雑多様な高齢者問題への対応、介護支援専門員の資質向上、適正なサービス提供に向けた事業者の育成などが挙げられる。そのため、介護予防事業の充実、関係部署・機関との一層の連携、介護支援専門員とサービス提供事業者の資質向上、育成に向けた研修会、説明会の開催、給付費適正化事業の充実など事業運営の健全化に努めている。今後とも自立支援、在宅重視という観点から、良質で効率的なサービスの提供に向けて一層の健全運営に取り組んでいく。

である認識をしている。今後とも先進都市の例を参考にするとともに国の動きを注視しながら教育委員会と福祉部で連携して検討していきたい。

西条市街地とその周辺地域の保育施設は毎年定員をオーバーしており、この傾向は今後増大すると考えている。そのため、新たな保育所立地と周辺地域の保育所定員増などを総合的に検討していく必要があると考えている。

保育施設の老朽化については、大規模改修などで安全確保に注意をしているが、民営化や公設民営を念頭に置き、早期に改築の計画を立てていきたい。西条保育所や西条東保育所などでは、駐車場不足により混雑時には保育所長も出て交通整理に当たっている。子どもたちの安全確保のためにも、当面は交通整理員を配置し、中期的には駐車場の確保などを検討していきたい。

介護保険の状況は、計画に対して第一号被保険者数が九九・二四%、介護認定者数が一〇四・二二%、施設サービスの利

答弁：教育長

小規模特認校制度の目的は、小規模校だからこそできる徹底した個別指導を受けたという児童や保護者のニーズに応えるためである。今回、小規模特認校に指定した志和堀小学校では、一人一人が伸びる多様な能力開発と自然体験を、吉川小学校では、少人数だからこそできる徹底した個別指導と豊かな本物体験を目指して取り組むこととしている。今後は、合併に伴い小規模校が増えることから小規模特認校制度の適用拡大を検討していきたい。

これは、合併後の拠点地区となる西条市街地やその周辺地区の都市機能の強化充実を図っていくことが今後の本市の持続的な発展につながっていくものと考えている。そのため、当面条例等によるマンシヨンの建築規制などの対策は考えていない。

質問

②志和堀、吉川小学校を対象に小規模特認校制度が新年度からスタートするが、事業の目的と今後の計画について伺いたい。

マンシヨン建設による児童数の急増により、市街地の小学校

では教室などの施設整備の見通しが立っていない。地域パラン

スが図れるようなマンシヨンの設置条例等の整備を含めた対策を立てる必要があるがどうか。

質問

③公共ネットワークや各種業務システムが構築され、電子市役所に向けた準備も整いつつある。併せて電子入札や電子投票も検討していると思うがどうか。

電子政府、電子自治体構築の目的はすべての行政手続を自宅などからインターネットを活用していつでも行えるようにすることである。現在はオンライン申請の基本的なシステムの構築を推進している段階である。各種申請は公的個人認証サービスの開始により、住基ICカードを利用して可能になる。現在、広島県市町村電子自治体推進協議会において共通の電子申請システムの構築を推進している。

電子入札に係る県と市町村の調整については、この推進協議会の中で来年度早い時期までに終える予定である。その後、県は競争入札参加資格審査申請の受付を一部開始し、電子入札もほぼ同時期に試行を開始されると聞いている。市としては、県の試行状況や電子入札に必要なICカードの普及状況を見ながら、できるだけ早い時期に導入をしていきたい。

電子投票については、投票機器を買い取る場合、一億五千万円の経費が必要となる。現在、電子投票は地方選挙のみで認められており、国政選挙は除外されている。そのため、費用対効果を検討する必要がある。今後、国政選挙での実施について、

県の動向等を見守りながら、また他市の状況も参考にしながら検討を続けていきたい。

質問

④安全で安心した日常生活の実現のためには、市民事業者、行政の協働した取り組みの充実強化が必要であるが、取り組み状況について伺う。

東広島駅前地区は交通拠点地区としての形成を図りながら、学園都市の玄関として特色あるまちづくりを推進していく必要があるが、保留地販売の展望や方策について伺う。

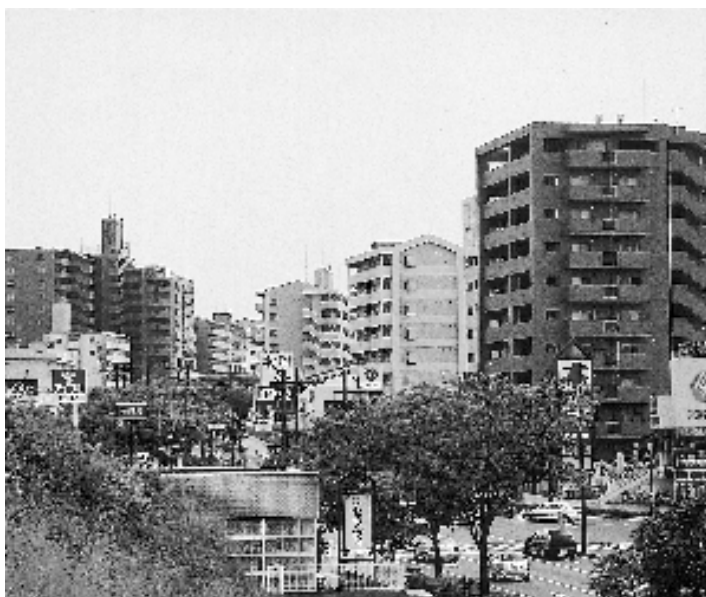
マンシヨンが市内に急増しているが、エレベーターにストレッチャーが入らないなど、救急活動に支障を来すものほどのぐらにあるのか。これは緊急課題であるが、管理、建設をする業者への改善指導や設置条例の整備を検討することなどについて考えを伺う。

答弁：助役

社会構造の変化、地域社会における連帯意識の希薄化、情報伝達手段の多様化などによる有害情報のはらんなどを背景に、本市でも犯罪が増加している。そのため、警察の指導のもと市民と事業所、行政が一体となって犯罪の起りにくいまちづくりを進める必要がある。安心・安全パトロール事業の継続実施やわがまちを守り隊の啓発活動の支援など、官民一体となり安全な市民生活の実現を目指すことが必要と考えている。



西条第一地区の保留地は九



▲ 急増するマンション

は、起業家養成講座などの各種セミナーの開催や、ベンチャー企業に低廉な事務所を提供し

GO!GO!」と題してインフォーマルな形の気軽な産学官交流会を開催したりしている。

このほかコラボスクエアでは、起業家養成講座などの各種セミナーの開催や、ベンチャー企業に低廉な事務所を提供し

物百四十四棟のうち、四十一棟で全体の約三五％である。今後建設予定の高層建築物等についてはストレッチャーの収容可能なエレベーターとなるように関係機関と協議を行っていき

四％が販売され、残り十二区画となつてゐる。地区内の宅地利用率は約八〇％、人口は八千八百人で健全な市街地の形成もでき、おおむね目的が達成できていると考えている。残りの保留地の販売は、東広島駅前地区とあわせ、全力で取り組まなければならぬと考えている。

一つのセールスポイントにし、一層取り組みを強化していきたい。また、健全な市街地の形成を図り、地区内の一般宅地についても保留地と同様に土地所有者と共にまちづくりを進めることとしている。東広島駅前地区の人口は、平成五年の十一倍に増え、徐々に市街化が進んでいるものと考えている。今後は多様な購入者のニーズに合った住宅設計の提案を行い、より一層の強化を図っていく予定としている。また、国、県等の関係機関の事業用地としてのあつせん協力など広範囲で保留地販売を行っていきたい。

答 弁：市長

コラボスクエア・東広島市新産業創造センターでは、産学・官連携事業を積極的に展開している。具体的には、市内企業が大学等と共同で行う研究開発活動に対し助成をする産学官共同研究助成事業や市内企業と大学研究者等の自主活動グループ組織化を促進する産学官交流促進事業を創設して、産学官交流グループを支援している。また、「東広島市産学官連携推進講演会」を開催して、産学・官連携の取り組みを市内企業に紹介をしたり、「コラボGO!GO!GO!」と題してインフォーマルな形の気軽な産学官交流会を開催したりしている。

質 問

⑤本市の産業施策に求められているのは、恵まれた地域資産を活かし、産学・官連携により、地域の将来を託すことのできる新産業を創出させることである。そこで、今年度開設されたコラボスクエアにおける産学・官連携の取り組みについて伺う。

東広島市地域水田農業ビジョンの実現のためには、「四輪駆動で牽引する東広島農政」とサ

の指定や整備について考えを伺いたい。

東広島市地域水田農業ビジョンの実現のためには、「四輪駆動で牽引する東広島農政」とサ

⑥地域の将来像は地域住民によって選択されるべきであるにもかかわらず、中心市街地の活性化などに係る計画策定は住民とは無縁のものとなっていることが多いと聞く。そこで本市の中心市街地活性化の現状と今後のTMOのあり方について伺う。

質 問

⑤本市の産業施策に求められているのは、恵まれた地域資産を活かし、産学・官連携により、地域の将来を託すことのできる新産業を創出させることである。そこで、今年度開設されたコラボスクエアにおける産学・官連携の取り組みについて伺う。

質 問

⑥地域の将来像は地域住民によって選択されるべきであるにもかかわらず、中心市街地の活性化などに係る計画策定は住民とは無縁のものとなっていることが多いと聞く。そこで本市の中心市街地活性化の現状と今後のTMOのあり方について伺う。

の進捗状況については、地元説明会や広報紙などで関係住民へ周知している。

今年度実施した商業・商店街活性化支援事業の中では若手商業者が「西條日曜商店街」を計画し、TMOもオプザバーとして参画している。来年度の計画にTMOも積極的に支援する体制を整えている。市民参加のまちづくりという考えのもと、今後とも積極的な住民の関与とともに、住民福祉の増進を目的に施策を推進したい。

また、新たな米政策の概要について農区ごとに説明会が行われているが、農区からの意見や質問にはどのようなものがあるのか伺いたい。

また、新たな米政策の概要について農区ごとに説明会が行われているが、農区からの意見や質問にはどのようなものがあるのか伺いたい。

答 弁：産業部長

西条駅前商店街における合意形成事業では、西条駅前商店街活性化基本構想を策定され、活性化のコンセプトや今後の活性化事業メニューなどを整理されている。現在、来年度実施する事業を協議されている。中央通りまちづくり協議会では、まちの将来像を「人が心地よく生活し、活動できる」街なかを「い拠点」として中間まともをされ、現在中央通りの交通処理案を協議されている。酒蔵地区まちづくり協議会では、まちの将来像を「住みよくにぎやかなまちへのおもてなし」として中間まともをされ、現在本通りや散策ルートの整備計画を検討されている。地域住民や関係者はこれらのあらゆる段階において主体的に携わっており、協議会

の進捗状況については、地元説明会や広報紙などで関係住民へ周知している。

今年度実施した商業・商店街活性化支援事業の中では若手商業者が「西條日曜商店街」を計画し、TMOもオプザバーとして参画している。来年度の計画にTMOも積極的に支援する体制を整えている。市民参加のまちづくりという考えのもと、今後とも積極的な住民の関与とともに、住民福祉の増進を目的に施策を推進したい。

また、新たな米政策の概要について農区ごとに説明会が行われているが、農区からの意見や質問にはどのようなものがあるのか伺いたい。

また、新たな米政策の概要について農区ごとに説明会が行われているが、農区からの意見や質問にはどのようなものがあるのか伺いたい。

答 弁：市長

東広島市新産業創造センターでは、産学・官連携事業を積極的に展開している。具体的には、市内企業が大学等と共同で行う研究開発活動に対し助成をする産学官共同研究助成事業や市内企業と大学研究者等の自主活動グループ組織化を促進する産学官交流促進事業を創設して、産学官交流グループを支援している。また、「東広島市産学官連携推進講演会」を開催して、産学・官連携の取り組みを市内企業に紹介をしたり、「コラボGO!GO!GO!」と題してインフォーマルな形の気軽な産学官交流会を開催したりしている。

質 問

⑤本市の産業施策に求められているのは、恵まれた地域資産を活かし、産学・官連携により、地域の将来を託すことのできる新産業を創出させることである。そこで、今年度開設されたコラボスクエアにおける産学・官連携の取り組みについて伺う。

翔風会

渡邊 國彦 岩田 壽 小松 晴義 上田 廣

新年度予算について

質問

路の開発などに取り組むとともに、将来の地域農業の受け皿である農業生産法人や認定農業者の育成にJJAをはじめとした関係機関と一体となって取り組んでいく。食糧自給率については、国は平成九年度の四一%から平成二十二年までには四五%にするよう取り組むこととしている。そのため国は麦、大豆、飼料作物に関して重点作物特別策を制定している。本市においても、

ビジョンの中に麦、大豆、飼料作物への助成措置を掲げ、自給率向上に向けた取り組みを推進することとしている。「新たな米政策の説明会では、「ビジョンの決定が遅い」、「法人化の取り組みが困難である」などの農区長の意見もあるが、多くは新たな制度と取り組みに対する手法、記入方法の質問が主なものであり、今後とも関係機関と協力して米政策の推進に取り組んでいく。

合併問題について

質問

現在の新市建設計画は平成十三年度の交付税や補助金に基づいて策定しているが、平成十六年度の状況に基づいて見直す検討が必要ではないかと考えるがどうか。

また、平成十四年度の本市の財政力指数は、〇・七九だが、合併後は〇・六六になると推計をしている。この〇・一三のマインスは市民生活にどのような影響を与えるのか伺う。

答弁：市長

新市建設計画の財政計画については、県の策定マニュアルをもとに作業を進め、東広島圏域合併協議会に提案をしている。今回の三位一体改革による影響は少なくないが、これにより新市建設計画の財政計画が立ち行かなくなるとは考えていないので、現在は財政計画を見直すというつもりである。しかしながら、三位一体改革により地方財政

制度が今後どのように改正されていくか予断を許さない状況であるので、引き続き成り行きに注視をし、議会とも協議をしながら適切に対応していきたい。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去三か年の平均値で、数値が高いほど財政力があるとされている。合併する五町の財政力指数は本市より低く、新市の財政力指数は合併前より低下する。このような状況に対応するために、一定期間、地方交付税の合併算定替えや合併特例債などの特例措置が講じられることとされている。本圏域でも住民サービスの低下を来さないようにこうした特例措置を最大限に活用して新市建設計画を着実に実施し、地域の活性化を図るとともに、この経過期間内に行政の効率化を推進して財政基盤の強化を図り、さらなる発展と安全・安心で快適な生活環境づくりを進めていく。

質問

①三位一体改革は地方への権限移譲を実施するための重要な施策と位置づけられている。そのため、国庫補助負担金が削減または廃止される一方で所得譲与税が創設された。しかしながら、所得譲与税は国庫補助負担金の減額を大きく下回り、地方への税源移譲が十分にされていない。

そこで、この三位一体改革が本市の新年度予算に及ぼす具体的な内容とどのように対応されるようとしているのかを伺いたい。また、今回の三位一体改革についてどのように考えているのか伺いたい。

地方交付税については人口の少ない自治体ほど改革の影響が大きいと言われていたが、周辺五町の編入合併を行う本市にとってどのような影響があるのか、その内容と考えを伺いたい。

答弁：市長

三位一体改革による本市の予算への影響としては、公立保育所運営費国庫負担金や要介護認定事務費交付金など六つの国庫支出金が削減をされ、金額にして二億六千七百円余の減になる。一方、税源移譲として創設された所得譲与税は二億六百万

円と見込まれている。さらに地方交付税については合併準備のための電算業務統合経費に係る特別交付税措置分を除くと、実質的には六億円減と見込まれるなど厳しいものとなっている。本市では、従前から中・長期的な財源見通しと事業計画により各事業の必要性、緊急度、効率性などを総合的に勘案して事業を選択していること、企業立地や人口増加などにより市税の増収が見込まれること、目的基金を取り崩して事業の財源とすることなどにより対応し、この改革による影響を最小限にとどめて予算の編成を行っている。

三位一体改革により国庫補助金、地方交付税制度、地方への税源移譲が一体的に見直されはじめて真の意味での構造改革、地方分権が推進できるものと考えている。しかし、平成十六年度の対応は地方にとつては非常に厳しいものである。また、その内容や施策の提示時期も適切なものとは言い難い。

この改革が地方に与える影響は大きなものである。今後国に対しては改革の具体的な内容を早期に提示するとともに、地方分権推進の観点から地方の意見も取り入れた実りある改革となるよう全国市長会などを通

じて機会あることに強く要望していきたい。

地方交付税制度改革では、単独事業分の投資的経費の大幅な縮減や地方財政計画で職員数を一万人純減する給与関係経費の抑制、算定事務の改革が行われ、地方交付税の総額は対前年度比六・五%の減になる。この中で小規模団体への交付税の割り増し率が下がることとなり、小規模団体では交付税削減の影響が大きいと思われる。合併に伴う地方交付税の算定替えの内容は、合併後十年間は合併しないものとして従来どおりの算定方式の交付税額を交付し、その後五年間の経過期間を設定して本来の交付税にするものである。

しかしながら、地方交付税の算定基礎を現行のまま据え置いて現行額を保障するものではないので、算定方式が人口の少ない自治体に不利な内容に変更された場合は、本市のように小規模な自治体を編入合併するケースではより影響は大きいものと考えている。

答弁：福祉部長

乳幼児医療費助成制度については、就学前まで通院費の対象を拡大すると、受給対象者数は現在の五千三百五十二人から約一万人と大幅に増加する見込みである。しかしながら、乳幼児医療費の助成制度は少子化対策として極めて重要な施策であり、また市民からの要望も高い。県の方針が決定されれば、本市としても県の制度に準じた制度改正を行いたいと考えている。

質問

②広島県は新年度から乳幼児や高齢者の医療費助成制度を大幅に見直す方針である。その内容は乳幼児については現行の入院が三歳児まで、通院が二歳児までとなっている助成対象をともに小学校入学前までに拡大する一方で、支給対象日数に上限を設けるとともに一部負担制度を導入しようとするものである。また、高齢者については段階的に対象年齢を引き上げて、

将来的には廃止する方針である。

本市では、乳幼児医療費助成制度を広島県の制度に合わせた内容としていたが、本年一月に入院費については小学校入学前までに拡充している。医療費の助成制度は少子高齢化施策として極めて重要な施策であるが、他方では地方財政に大きくのかかってくるものである。

新年度予算には県の方針が反映されていないが、今後県において制度の拡充を決定した場合、どのような対応を考えているのか伺いたい。

老人医療費助成制度については、現在、本市には四十三名の適用受給者があり、年間約八百八十六万円の医療費助成を見込んでいる。このうち二分の一が県の補助金である。この度の見直しの趣旨は急速な高齢化の進行に合わせた制度改革であるため、市としても県の見直しに連動した対応をしていきたい。なお、七十歳から七十四歳までの高齢者に対する医療費助成制度

の新設などについては、今後の県の動向を見ながら対応していきたいと考えている。
新年度予算での対応はしていないが、県の方針が決定されれば、本市としても補正予算で対応をしていきたい。

質問

③少子高齢社会に向けた地域福祉施策の充実強化をはじめ、都市基盤の整備、市民からの要望が強い生活関連事業の実施など今後とも相当規模の財政需要が見込まれている。平成十六年度予算においては法人市民税などの増収が見込まれているが、年々増加する市民税などの滞納の問題は財源確保のため重要な課題となっている。

そこで、現時点の各税の滞納累計額を明示していただき、このことについてどのように認識し、平成十六年度において、どのように滞納整理対策を実施しようとしているのか伺う。

答弁：総務部長

景気の低迷による厳しい経済情勢の中で滞納者数や滞納額は年々増加する傾向にある。また、滞納整理問題については自主財源の確保、税の公平な負担という観点から重要課題であると認識をしている。

一月末現在の市税の滞納繰越額は、市民税三億六千八百万円余、法人市民税三千五百万円余、固定資産税八億六千五百万円余、都市計画税一億千五百万円余、軽自動車税九百万円余、国民健康保険税九億三千八百万円余

で、合計二十三億二千六百万円余である。こうした状況の中、差し押さえなど百八十三件の滞納処分を実施し、未納額の減少に努めている。

平成十六年度の滞納整理対策は、税三課が協力をして、年五回の特別滞納整理をはじめ、滞納整理の早期着手を念頭に置き、滞納者との折衝の機会を増やすことに努めたい。また、納付能力・資産調査などを充実し、納付が見込めない方とそうでない方に区分をして、既に担税力が皆無に近い方については法に基づく処分を行い、資力的に十分でない方については分割納付も認めていきたいと考えている。一方、担税力を備えているにもかかわらず納付意思のない、いわゆる悪質滞納者については、差し押さえを実施し、既に差し押さえしている不動産などについては今年度に引き続き、不動産公売を実施したいと考えている。

また、収納率の高い自治体への研修など参考となる点を多く取り入れ、より一層効果が上がるよう職員との事例研究を通じて、市税などのより一層の確保に向けた取り組みをしたい。



介護保険事業の動向について



▲ 介護サービス

質問

ホームヘルパーの派遣などの在宅介護サービスの利用が増えていると聞くが、本市の在宅介護サービス受給者数の推移について、要介護度別の人数はどのようになっているのか伺いたい。また、特別養護老人ホームなどに入所する施設介護サービスの利用はどのような状況なのか伺いたい。

介護保険制度については、平成十二年度の介護保険制度創設時には二百十八万人であった要介護認定者が、平成十五年十月

には三百七十一万人に増大している。またサービス利用者も増え、初年度三兆二千億円だった介護給費が平成十五年には四兆八千億円に膨張し、支出抑制が最大の課題となっている。そこで厚生労働省は介護保険の抜本的改革に向けて動き出したとの報道があった。しかし、財政見直しに終始すれば、介護を社会全体で支えるという介護保険本来の目的に反することになるとも言われている。国では介護保険料の徴収対象年齢の引き下げ、障害福祉と介

護保険の統合案、介護施設入所者と在宅サービス利用者との格差是正、軽度の要支援や要介護度の給付内容などの見直しを検討されているが、このような見直し作業が各自治体に周知されているのか伺いたい。

答弁：福祉部長

本市の在宅介護サービス受給者数は、要支援では平成十三年の四百十人から四百九十七人と二・二％増加をし、要介護では平成十三年の千七百七十八人から千四百四十八人と二二・九％増加をしている。認定者の約六割が居宅サービスを利用している。種類別では通所介護、通所リハビリの通所系サービスの利用率が高く、訪問系サービスの約三〇％から年々伸びている。施設介護サービスの利用状況は、平成十三年度の五百三十三人から六百八十一人と二七・八％増加し、認定者の約二割が施設サービスを利用している。

なお、要介護区分ごとの支給限度額に対して利用されている額の平均的な割合は、全要介

護度において上昇しており、一人当たりの居宅サービス利用額や利用量ともに増えている状況である。

厚生労働省では社会保障審議会に介護保険部会を設置をし、介護保険制度全体の抜本的見直しに向けて議論をしている。部会では、まず実施状況の検証を行い、この検証の中で保険者のあり方、被保険者の範囲、給付のあり方、サービスの質、要介護認定、負担のあり方、他制度との関係という七つのテーマごとに整理をしている。その内容については厚生労働省のホームページでも閲覧できるが、全国介護保険関係主管課長会議や県の説明会において、資料とあわせて情報の提供を受けている。平成十七年が介護保険の制度改革の年になるので、今年の夏には一定の報告を取りまとめる予定と聞いている。今後議論も大詰めを迎える中で、都道府県や保険者である市町村の意見を反映させる機会もあるものと思われるので、そうした機会に市長会などを通じて要望していく。

市民クラブ

山田 經介 村主 武彦
石原 賢治

新年度予算について

質問

新年度予算の財源を市税と市債に頼り過ぎていないのかと危惧している。特に法人市

民税の伸びについては流動的要素が多いため、ある程度の期間、傾向をみて見込むべきではないか。また、市債は合併後の財政



▲ 東広島駅前土地区画整理事業の保留地

推計と整合しているのか。デフレ下にある今日、市債発行はできる限り抑えるべきだと考えるが、見解を伺いたい。
また今後も厳しい財政運営となることが見込まれるので、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であると考えているがどうか。

三位一体の改革が推進されているが、自治体の裁量権の拡大につながる確実な財政保障が担保されていないし、税源移譲は計画性に欠けている。このことについて見解を伺いたい。また、真の地方分権の実現に向けて国に強く要望していただきたい。
土地区画整理事業や集落排水事業への繰出金はこれからも続くように思われるが、今後の対応策があれば伺いたい。
地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、国は地方公共団体等から地域再生構想の提案を募集しているが、本市は提案しているのか伺いたい。

また、厳しい財政環境が続くことを踏まえ、経常的な歳出の縮減に努め、将来の公債費負担の軽減を図り、事業を厳選して歳出を絞り込むなど、今後のさらなる発展に向け、健全な財務体質への改善を視野に入れて予

算編成に当たっては、総合計画に基づく諸施策を厳選し、主要な事業については財源の見直し等を勘案しながら中期的な視点で事業調整を行うという手続を経たものを基本として予算に計上している。新市建設計画の事業計画の調整でも同様の手法を取り入れ、その財源として市債を充当する場合も同一の考え方で実施しているため、整合性はとれているものと考えている。

市債は将来の財政運営に影響を及ぼすため、交付税措置のない市債は原則借り入れていない。また、金融機関からの借り入れに当たっては低利な借り入れに努めるなど将来の財政負担には十分配慮している。なお、市債の発行額が前年度に比較して大きく伸びているのは、減税補てん借換債と地方交付税の不足分を制度的に措置する臨時財政対策債を計上しているためである。

市債は将来の財政運営に影響を及ぼすため、交付税措置のない市債は原則借り入れていない。また、金融機関からの借り入れに当たっては低利な借り入れに努めるなど将来の財政負担には十分配慮している。なお、市債の発行額が前年度に比較して大きく伸びているのは、減税補てん借換債と地方交付税の不足分を制度的に措置する臨時財政対策債を計上しているためである。

答 弁：市長

税収の見積りに当たっては、課税実態の適正な把握に努め、過去の実績や経済情勢等を踏まえている。特に法人市民税は企業の設備投資等に左右されるので、各業種の景況情報等もその見積りの判断材料に加えている。

算編成に取り組んでいる。三位一体改革は、本市の予算へも厳しいものとなったが、地方分権推進の観点からはぜひとも進めなければならないものと考えている。しかし、当初の理念に沿った真の意味での改革が実現されることが本意であるので、全国市長会などを通して国に要望していきたい。

土地区画整理事業特別会計への繰出金は、特別会計で街路等の整備事業の財源として借り入れた市債の元利償還金について行っている。そのため、事業計画の最終年度までは繰り出しが続くと考えている。
農業集落排水事業特別会計への繰出金は当初の事業計画どおりに加入が進んでおらず、一般会計でその不足分を負担しているのが現状である。今後は集落排水事業への加入を引き続き促進するとともに、維持管理業務の合理化、効率化を図り管理費の縮減に努めていきたい。

地域再生については、合併に伴う既存資源の有効活用を図るための規制緩和などを提案している。その内容は、既存の公共施設の幅広い目的での利活用を可能とするため補助金適正化法の要件緩和を提案したほか、一市五町で異なっている法務局、税務署などの国の地方機関の管轄区域の再編などの計七項目である。今後、国が取りまとめた地域再生推進プログラムの具体的内容を検討して、本市に有効な支援があれば再生計画の策定に取り組んでいきたい。

土地区画整理事業特別会計への繰出金は、特別会計で街路等の整備事業の財源として借り入れた市債の元利償還金について行っている。そのため、事業計画の最終年度までは繰り出しが続くと考えている。
農業集落排水事業特別会計への繰出金は当初の事業計画どおりに加入が進んでおらず、一般会計でその不足分を負担しているのが現状である。今後は集落排水事業への加入を引き続き促進するとともに、維持管理業務の合理化、効率化を図り管理費の縮減に努めていきたい。

公共施設の耐震調査(診断)について

質 問
公立小・中学校施設の六五％は耐震設計基準の施行前に建築され、四三％が耐震性がないと推計をされている。極めて危険な状態にあると言わざるを得ない。学校は子どもたちが日常的に過ごす場であるとともに災害時における地域住民の緊急避難場所としても活用されている。一刻も早い整備が求められている。そこで本市の学校施設と公民館の耐震診断や耐震化の優先度調査はどの程度行われ、耐震補強が必要なのは何件あるのか伺いたい。また耐震工事の進捗状況を伺いたい。

質 問
ある。そのうち旧耐震基準で建築された昭和五十六年以前の建物は、学校施設が五十八棟、公民館が五棟ある。学校施設の診断費用は一棟当たり三百万円程度かかるが、大規模改修工事と一緒にできないと国庫補助の対象とならない。そのため、学校施設については平成十年度から大規模改修工事にあわせて耐震診断を実施し、五棟の補強工事を行っていった。現在未診断の建物は学校施設が五十三棟、公民館が五棟ある。

答 弁：学校教育部長
本市には小中学校の校舎や体育館が百十棟、公民館が十八棟ある。そのうち旧耐震基準で建築された昭和五十六年以前の建物は、学校施設が五十八棟、公民館が五棟ある。学校施設の診断費用は一棟当たり三百万円程度かかるが、大規模改修工事と一緒にできないと国庫補助の対象とならない。そのため、学校施設については平成十年度から大規模改修工事にあわせて耐震診断を実施し、五棟の補強工事を行っていった。現在未診断の建物は学校施設が五十三棟、公民館が五棟ある。

支援費制度について

質 問
障害者福祉サービスが措置制度から契約制度となり、利用者の選択と自己決定の理念が明確にされた。地域で自分の生活を自分で選びながら自分らしく生きていくことは、すべての人に共通する権利である。障害を持

つ人にその権利を保障し、その生活を支援する体制を整備すること、さらには生活支援ができるような地域をつくるのが支援費制度の理念であると考えている。そこで、支援費制度移行元年である今年度、サービス提供事業者、支給決定者数、支給決

つ人にその権利を保障し、その生活を支援する体制を整備すること、さらには生活支援ができるような地域をつくるのが支援費制度の理念であると考えている。そこで、支援費制度移行元年である今年度、サービス提供事業者、支給決定者数、支給決

定量等サービス提供体制がどのように変化したのか、また、支援費制度をどのように評価しているのか伺いたい。さらに今後の課題について伺いたい。

また、支援費制度の理念が失われぬようにすることは、自治体の責務であると考えますが、今後の地域における障害者福祉をどのように考えているのか伺う。

答弁：福祉部長

支援費制度への移行に伴い、サービス提供事業者は県の指定を受けることになり、本年度四月以降の事業者の数も昨年度より増加し、特にホームヘルプサービス事業者数は四事業者から十事業者へと増えている。

支援費制度では、利用希望者からの申請に対して市が支給決定と受給者証の発行を行い、その後利用者が事業者と契約をし、サービスを利用する流れになる。支給決定に当たっては、利用者によろしい生活をしたのかを直接聞き取っている。

二月末現在の支給決定者数は居宅支援サービスが五百九十四名、施設支援サービスが二百十三名で、当初と比較すると居宅支援サービスは九十五名、施設支援サービスは四名増加している。事業費は平成十四年度と比較すると施設支援サービスはほぼ同額で推移したが、居宅支援サービスは対前年度比三七％増となっている。特にホームヘルプサービスは四六％増と順調な伸びを示している。増加要因は、知的障害者デイサービス事

業所の新たな指定、障害児移動介護サービスの開始、県からの事務移譲などによるサービスメニューの増やサービス利用のスムーズ化であると考えている。

ノーマライゼーションの思想を具体化することが支援費制度の理念である。自分の生活は自分で決めるといふ本人主体の理念が障害者福祉サービスの基本であるという姿勢を行政がはっきりと打ち出したことは、大きく評価できる。また、自己選択の理念を具体化していくためには選択肢があることが必要である。支援費制度をきっかけに、サービス提供事業者が増加し、選択肢が増えてきたことは評価できると考えている。

ただ、社会資源が十分に用意されているとはまだ言えない状況である。今後、サービス提供事業者の量的確保とより一層の質的向上、そしてこれらの社会資源の選択を支援する地域におけるケアマネジメント体制を構築していくことが非常に重要な課題と考えている。現在、一市五町で障害者生活支援事業を中心にケアマネジメント体制の整備に取り組んでいるが、この事業のさらなる充実が今後の地域生活支援体制のレベルアップにつながるかと認識をしている。今後とも本人主体の理念が根づく地域社会の実現に向けて取り組んでいく所存である。そのためにはサービス提供体制だけでなく、教育、雇用、所得等様々な分野の施策を講じることが必要であると考えている。

庁舎建設について

質問

新市建設計画の中で公共的施設の統合整備について提案をされている。庁舎については早急な建て替えが必要だと考えられているが、十分な協議、検討がなされないままに進むことがあってはならない。庁舎は市民にとって利用しやすく親しまれるものでなければならず、住民の意見を十分に取り入れることが大切だと考える。様々な分野の市民を含めた検討委員会を早急に設置し調査研究を開始する必要があると考えるがどうか。

答弁：助役

新庁舎の建設計画については、現在、大学にも協力をいただき、内部の検討委員会を設置して検討を進めている。新庁舎を建設する場合の様々な問題や基本的な事項について事前調査を行っているもので、今月末にも一応の取りまとめを行いたいと思っている。また、新市建設計画にも盛り込んである事業であり、合併議決後に議会にも協議しながらどういう方法で検討するかを検討していきたいと考えている。

また、再度建設場所についても検討をする必要があると考えるがどうか。

建設場所については新たな土地の取得費用あるいは跡地利用などの問題点を勘案すると、現在の敷地が一番の適地ではないかと考えている。

新年度予算について

質問

①今日の市民生活の悪化と将来不安の高まりは、所得や社会保障が切り下げられ格差が拡大していることが原因である。限られた財源で市民生活の向上と地域経済の活性化を図る必要が

ある。福祉への投資は大きな経済効果を生み、雇用を誘発する。その意味で、ハード事業からソフト事業へ、大型事業から生活密着型事業や福祉事業へシフトする必要があると考えるがどうか。

また産業連関調査を実施し、新たなまちづくりに活かしていく考えはないか。

答弁：市長

本市がこれからも発展していくためには、市街地の整備や道路ネットワークの整備などのハード事業と企業誘致や教育、地域福祉の充実などのソフト事業の両方の推進により、一体的、総合的に取り組んでいかなければならない。このため、新年度はハード、ソフト両面にわたる重点施策を積極的に推進していく。生活道路の整備など生活関連事業や福祉施策の推進も含め、真に必要な事業の効果的、効率的な実施を図っていききたい。

答弁：産業部長

緊急雇用創出特別奨励金には緊急対応型ワークショップアレンジ制度を導入した場合に支給するものがあるが、広島県下ではこのケースの申請はなく、事業主が四十五歳以上六十歳未満の非自発的離職者などを公共職業安定所等の紹介により雇用した場合に支給するケースがすべてとなっている。

この奨励金支給事業は、郵送や新聞広告などによる案内やパンフレットの配付などにより、事業者にはかなり浸透している。地域別には未公表とのことだが、県内で平成十三年八月以降延べ千件、今年度は三百十一件の申請を受け付けている。

本市としては関係機関との連携や役割分担のもと、市域における雇用状況の動向等を見据えた雇用施策を推進していくこととしており、引き続き広島市雇用対策協議会の活動を中心に就職ガイダンスや就職支援講習会を開催するほか、緊急地域雇用創出特別交付金事業などの各種事業に積極的に取り組んでいきたい。

赤木達男

鈴木利宏

市民フォーラム

質問

③本市の道路事情は救急車や消防車、デイケアの送迎車の通行が不可能な道があるなど大きく立ち遅れている。安全で快適な生活を保障するための生活道などの整備は増額してでも推進しなければならぬ。また生活関連事業は地域経済への貢献とその波及効果が大きく市内事業者の育成にもつながる。

答弁：企画部長

生活関連事業のうち道路改良については要望された百九十二路線のうち、整備中の路線が四十三路線、未着手路線が七十一路線である。未着手路線の概算事業費は六十三億円程度と考えている。毎年新たな要望が二十路線程度あるので、今後の具体

合併問題について

質問

①指定管理者制度が導入され、従来、市の出資法人や公共的団体に限定されていた公共施設の管理運営委託が、今後は民間事業者などにも委託可能となった。受託者である指定管理者は、料金設定や施設使用許可の裁量を持つことも可能となるが、サービスの公共性や公平性が担保されるのか、NPO法人やボランティア団体などの能力を育て活用する機会になるのかなど様々な懸念を持つ。合併に向けてこれらの問題を念頭に置

かれていますのか伺う。

答弁：助役

指定管理者制度には様々な問題がある。指定管理者の施設管理によってサービスの公平性、公共性が確保できるか、指定管理者として適当な団体はどのようなのか、指定管理者の業務の範囲に料金設定や使用許可の権限を加えるのか、こうした問題について五町とともに慎重に検討をしていきたい。

質問

②市民生活に関わりの深い地方自治が大きく変貌しているときこそ市民や各種団体、事業者を育成し、施策の計画から実施効果検証、見直しという全課程で市民参画を進める必要がある。

そこで、北海道ニセコ町の基本条例を参考に自治体の憲法と言われている基本条例を制定される考えはないか。

答弁：助役

本市においては総合計画において市民ニーズの多様化や高度化への対応とともに、市民のまちづくりに対する主体的な参加の促進に積極的に取り組むこととしている。これまでも総合計画に掲げた方針のもと市民の意見を十分聞き、行政が説明責任を果たし、市民の理解を得、市民と行政が一体となって課題を解決していく市民参画、市民と行政の協働を着実に進めている。

基本条例の制定については今後、種々の取り組みの進展状況を踏まえながら検討することが必要であると考えている。

質問

③高齢者や障害者の通院や買い物などを支援する福祉循環バスの運行は喫緊の課題である。六月定例会では福祉バスについて引き続き協議、調整し、循環バスの必要性について検討していくと答弁された。その後、どのように検討されたのか具体的に伺いたい。

答弁：企画部長

生活路線バスは高齢者や障害者、車を運転できない方の基本的な移動手段であり、日常生活の上で極めて重要な役割を果たしているばかりでなく、交通渋滞の解消、環境問題への対応などにも大変重要なものである。バス路線については今後も予算の範囲内で適切な補助などを行うことにより維持することが望ましいと考えている。

コミュニティバス

コミュニティバスは既存の交通機関でサービスできない領域をカバーすることを目的としているが、その実施主体や運営方法、路線バスとの競合、多額の経費、路線設定地域とそうでない地域との不公平感など多くの課題を抱えているのが実情である。今後、新市全域の実情やニーズを十分に把握するとともに、現在運行されている福祉バスやスクールバスとの連携など広域的に効果的な移動手段の確保を考慮し、その導入の必要性についても引き続き調査研究していきたい。

質問

④新市建設計画には高次救急医療の充実や国立病院の診療機能の充実を促進すると掲げているが具体的な事業計画がない。救急救命センター機能を担う地域医療の拠点整備を新市建設計画に明確に掲げる必要があると考えるがどうか。



▲ 東広島市社会福祉協議会の福祉バス

での取り組みと今後の方向性について考えを伺いたい。

答弁：福祉部長

救命救命センターの整備については、施設整備、人材の確保、地域の医療など多くの解決すべき要素があり、何よりも国、県の支援が必要である。そのため、新市建設計画の中には具体的に事業を掲げていないが、独立行政法人化される東広島医療センターや広島中央地域保健対策協議会、医師会などとの緊密な協力、連携のもとに早期に実現されるよう強力に要望していきたい。

国立療養所広島病院では本年二月九日から地域医療連携室を開設された。これは病棟連携(病院と診療所の連携)を推進していく機関として整備された。また、病院と地域を結ぶソーシャルワーカーの配置も以前からされており、医療と生活の質の向上が図られるものと期待をしている。また、保健福祉行政との連携という点で関係課が内部の調整を行いながら広島病院との連携を図っている。市民の生命と健康を守るといふ観点から今後も引き続き十分な連携を図ってきたい。

公明党

奥戸政行 小川宏子

市政運営に臨む 市長の施政方針について

質問

①新年度予算編成において深刻な財源不足に直面し、国・県共に大幅な減額となっている中、本市では地方交付税の増額を見込んでいるが要因は何か。

次に、一部産業の業績が好調で法人市民税の大幅な増収が見込まれている。大幅な工場拡張も計画されているが、どのような支援策を講じていくのか。

次に、新年度に創設される地域再生事業債はどのようなものなのか。本市では財政状況を見ると、取り入れる必要はないと思うがどうか。

答弁：市長

新年度の地方交付税は、五・三％、二億円の増を見込んでいる。しかしながら、普通交付税の一部が振り替えられる臨時財政対策債が二十億円から十六億円に減額となる見込みで、これを合わせた本来の普通交付税は四億円減額となる。特別交付税は合併に伴う電算統合事業経費分四億円を除くと八億円で、二億円の減額となる。これらを勘案すると実質的な地方交付税額は、平成十五年当初予算と比べ六億円の減となっている。次に、大幅な工場拡張に対する支援策について、今年度、企

急センターと二次小児救急医療拠点病院として指定されるよう厚生労働省や国立病院機構に強く働きかける必要があると思うがどうか。

答弁：市長

国立療養所広島病院は、平成十三年に手術・放射線棟が新設され、緊急の心臓血管手術にも対応できる体制が整備された。二十一診療科を擁し、総合的な医療が提供できる基盤が整備されており、政策医療はもとより、救急医療についても広島中央二次保健医療圏で主要な役割を果たしている。平成十六年四月、独立行政法人東広島医療センターとして発足することに伴い、独立行政法人国立病院機構中国・四国ブロック事務所が移転されることも決定している。救急医療の充実を求める市民要望も多く、昨年同様に地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

次に、地域再生事業債は地域経済を活性化するため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体を対象に創設された。地方単独事業の対前年度比が地方財政計画の単独事業費の対前年度比九・五％減を上回るか、平成十五年の標準財政規模に対する地方単独事業費の比率が全国平均の一三％を上回ることに要件となっている。本市の場合はいずれの要件も上回っているが、元利償還金に対する交付税算入率などが明確となった段階で、後年度の公債費負担も勘案し財政的に有利なものであれば活用していきたい。

質問

②国立療養所広島病院が本年四月から独立行政法人東広島医療センターとして新たな体制でスタートするのを機に、救命救

成制度に一部自己負担を導入しその額を一医療機関につき、通院の場合で一日五百円・一か月の上限二千元、入院の場合で一日五百円・一か月の上限七千元とする方向で現在調整されている。本市全体で約八千万円と見込まれるが、厳しい財政状況の中、この制度を持続するためのやむを得ない措置であると考えている。現段階では県の制度に準じて運用するよう考えており、一部自己負担金を市が助成することは困難である。

質問

③広島県は乳幼児医療費助成制度を大幅に見直し、新年度から入院・通院ともに就学前まで対象年齢を引き上げ、同時に一部自己負担制度を導入することとしている。この一部自己負担金を市で助成してはどうか。

答弁：福祉部長

広島県では、乳幼児医療費助成制度に一部自己負担を導入しその額を一医療機関につき、通院の場合で一日五百円・一か月の上限二千元、入院の場合で一日五百円・一か月の上限七千元とする方向で現在調整されている。本市全体で約八千万円と見込まれるが、厳しい財政状況の中、この制度を持続するためのやむを得ない措置であると考えている。現段階では県の制度に準じて運用するよう考えており、一部自己負担金を市が助成することは困難である。

質問

④良好な景観の形成を図るため、基本理念や行政の責務、支援策などを盛り込んだ景観法案が国会に提出されている。本市も総合的な景観に関する計画を策定し、指定、許可、規制だけでなく、助成も含めた計画や条例にしなければならぬと考えるがどうか。

答弁：助役

本市では、昨年東広島市白市地区景観形成要綱を制定した。酒蔵地区においても特徴を生かした街並みの形成を目指して景観形成に関するルールづくりの検討が進められている。一方国においても、地方公共団体の自主的な取り組みには規制上また財政的にも限界があることから、景観関連法案いわゆる景観緑三法案を国会に提出し審議されている。これは、基本理念、国民・事業者・行政の責務、行為規制、支援措置など景観形成のための基本的事項を

整備するものである。地方公共団体に対しては一定の強制力を付与し、美しい景観と豊かな緑の総合的な実現を目指している。

本市においても今後景観緑三法案が制定された段階で、国や県の指導のもと、住民・事業者・行政の協働により、当地域の景観形成の促進に取り組んでいきたいと考えている。

質問

⑤合併を機に本市と安芸津町を結ぶ公共交通機関の整備が必要と考えるが進捗状況を伺う。また、市道西条中央巡回線の開通を機に、市内循環バスを運行してはどうか。

答弁：企画部長

東広島圏域の合併協議を進める中で、新市と安芸津町を結ぶ

バス路線の整備が強く求められている。大型ショッピングセンターの立地などにより利用者の増加も見込まれ、さらに事業者においても広域バス路線の見直しが必要となっている。そのため、竹原市、安芸津町及び事業者との協議を重ね、新年度から安芸津町と連絡するバス路線を開設し、朝夕は県立広島中・高等学校等への通学利用も考慮し、西高屋まで延伸する方針で現在調整を進めている。

また、市街地内における循環バス等のコミュニティバスの導入については、路線バスとの競合、路線設定する地域の選定、採算性の確保など多くの課題がある。また合併を控え、周辺部も含めた広域的な公共交通のあり方について、既存の福祉バス、スクールバスとの連携など総合的に検討していきたい。

質問

①多様化する現代社会において子どもたちが二一世紀を生き抜くためには、国際的共通語の英語によるコミュニケーション能力を身につけることが大切である。広島大学留学生等多くの外国人が居住するなど素晴らしい教育環境を活用し、小学校段階から国際化を目指した教育を進めていく必要があると思うが、現状と今後の展望を伺いたい。

答弁：教育長

本市は広島大学等の教育機関や中国国際センター等国際的な施設が充実し、広島大学留学生やJICA研修員など市民の四十人に一人が外国人で、人的にも国際理解教育に素晴らしい環境が整っている。また約百五十

学びのネットワークについて



▲ 教室で学ぶ国際理解

人の外国籍児童・生徒が在籍し、日常生活の中でコミュニケーションを取りながら異文化に触れている状況もある。

このような中、留学生とその家族を小・中学校へ派遣する「教室で学ぶ国際理解」やJICA研修員の学校訪問など、外国人との交流を通して、英会話や外国の生活・文化などに親しむ体験的な学習を行っている。また留学生などを小学生の英会話指導助手として派遣し、英会話学習の充実にも努めている。今後は中学校の英語の授業との一層の連携を取りながら効果的な指導の充実に努めていきたいと考えている。

次に、子どもの安全対策について、防犯ブザーの購入補助、防犯マニュアルの配布、教職員

やPTA等による巡視など、地域が一体となって子どもたちを見守っていく取り組みを進めている。各学校では西条警察署などと連携を取り、防犯・犯罪防止教室を開催し、不審者への的確な対応方法を学んでいる。また、新年度へ向け不審者への対応器具の配備も準備している。さらに、賀茂地区防犯組合連合会と西条警察署の指導による「わがまちの安全をまもり隊」の結成や「おやじの会」による地域巡視活動、防犯啓発看板の設置など新たな取り組みも行われている。今後、地域への情報提供のあり方を含め、地域の実態に合わせた取り組みを推進し、子どもたちを守っていき

小学校運動場の芝生化について

質問

文部科学省は校庭の芝生化を促進するため、芝生化成費を助成する屋外教育環境整備事業を実施している。砂じんの飛散防止、児童・生徒のけが防止、運動促進の動機づけなど極めて高い効果があると思う。本市でも街中の高台にある西条小学校、三ツ城小学校等をモデル校として、校庭全面でなく部分的にでも芝生化を進めてみてはどうか。

答 弁：教育長兼生涯学習部長

運動場の芝生化については、中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」の中でもスポーツ環境の整備における重要なポイントの一つとして示されている。芝生化のメリットとしては、転倒時の衝撃が和らげられ活動

内容の活発化・多様化が促進されること、青空給食等の学校行事のほか保育所・老人会との交流行事など異年齢間でのコミュニケーションや地域とのつながりが深まること、近隣の民家、施設等への砂ぼこりによる影響が大幅に軽減できることなどが挙げられる。その一方、芝生の保護・育成のための養生期間が必要であること、学校行事の際の駐車場利用の障害となること、多額の維持管理費を要するため学校とPTA、地域が協力し維持管理を進める必要があることなどの課題がある。

こうした点を総合的に判断すると、学校のメーングラウンドの全面芝生化は困難であるが、サブグラウンドあるいはモデル校における一部芝生化については、今後も引き続き調査研究を進めていきたいと考えている。

日本共産党

門田 啓 森 真理子

新年度予算と諸施策について

質問

①雇用の確保、特に若年者の安定雇用が緊急課題となる中、雇用対策として誘致企業への雇用助成の予算が組まれているが、市内の新規雇用をどれぐらい見込んでいるのか。また、今年度市内在住の高校生卒業者の就職内定率と若年者の

就労率を伺いたい。

答 弁：産業部長

昨年四月から誘致企業が市内で新たな雇用等を生み出した場合に、雇用労働者一人当たり十万円助成している。新年度予算においても、今年度中に立地する三企業の操業開始に伴う百二

十九名の雇用に対し千二百九十万円の助成金を計上している。高校卒業者の就職内定率は一月末時点で県内平均七八・七％と昨年を上回っており、最終内定率は昨年の八五・八％を上回るものと期待している。市内の三高校については、県内平均を大きく上回り、昨年実績で一〇〇％近い就職率となっている。

若年者の広島西条公共職業安定所管内の就職状況は、昨年あたりから求人倍率が一倍を超える状況が続いているが、職種別には人手不足、職不足の傾向も表れている。この解消に向けて、東広島地域職業訓練センターにおいて職業訓練等を、また東広島市雇用対策協議会では昨年度から就職支援講習会を開催している。

食育については、全保育所へ栄養士が出向き、紙芝居等を使っての身体の仕組み、食への興味・関心等をわかりやすく指導している。また、保護者への指導、子どもたちの声を献立へ反映するなどの工夫をしている。

臨時保育士については、保育士の産休、年度中途での児童増等に対応するため任用している。制度上、任用期間は最長一年間で、再度雇用する場合は最低一か月の空白期間を置いているが、その間入所児童の様子をよく理解している保育士を雇用しており、特に児童の保育への影響はないものと思っている。

質問

②乳幼児一人一人の発達に沿った指導、障害やアレルギーへの対応等、乳幼児への理解を深め、適切な保育を行うための保育士間の連携や日々の研修をどのように行われているのか。また、栄養士について、自給食の保育所十四か所に一人の配置では、子どもの様子を把握し、アレルギーなど様々な配慮を持つて献立を作成し指導するのは大変困難なことであるが、増員する考えはないか。

臨時保育士については、特別保育の拡大で年々多くなり、クラス担任を任せられることもあると聞か、臨時保育士は年度途中で退職し、担任も交代する。これでは子どもを情緒不安定に

させてしまうが、雇用のあり方を見直すべきではないか。

答 弁：福祉部長

保育士の研修については、計画に基づき、研修会への参加や参加した職員による伝達研修を実施している。中でも心身障害児やアレルギー疾患症状等の児童に対しては、障害に応じた保育に配慮し、家庭、医師や専門機関等との連携を密にし、所内研修も行い、職員が意識統一して保育指導に当たっている。

食育については、全保育所へ栄養士が出向き、紙芝居等を使っての身体の仕組み、食への興味・関心等をわかりやすく指導している。また、保護者への指導、子どもたちの声を献立へ反映するなどの工夫をしている。

質問

③ホームヘルプサービスに対する平成十五年度の国庫負担予算の不足額が百億円に及ぶことが明らかになったが、本市の新年度予算は十五年度見込みを下回っている。支援費制度の中心となるホームヘルプサービスの保障がなくなると、障害者の生

活は大変困難になる。本市では利用が増加しているが、利用者の要望に応えられるサービスの確保に支障はないか。

答 弁：福祉部長

利用者がサービスを利用しやすくなったことにより、今年度の居宅支援サービス費は対前年度比三七％の大幅な増となっている。新年度予算においても対前年度最終予算比二一％増の一億九千万円余を見込んでいます。補助金の減額の有無にかかわらず、支援費制度の理念に沿ったサービスの提供に努めたいと考えています。また、福祉サービス全体の量的確保や補助金についても、国へ要望している。

質 問

④障害者福祉タクシー制度では、利用者に対し資格や不正取得の返還命令等が定められていますが、事業者に対しては規制する要綱が整備されていない。適切な指導と規定が必要ではないか。

答 弁：福祉部長

障害者福祉タクシー制度では、利用者は乗車時に手帳を提示し、タクシー券の利用枚数は一回につき一枚限りとするものとしていた。また事業者は、利用者の手帳提示による本人確認、優先配車の配慮等、協力機関としての運用を図り、助成額を請求することとしている。

こうした中、利用者にとって懸案であった交付時期等の改正や、事業者に対する協力機関と

しての位置づけ、違反行為等に対する処分規定の整備等見直しを進めている。あわせて事業者説明会の開催や利用者への窓口での説明等により制度の周知徹底を図っていく。

質 問

⑤国民健康保険法第四十四条には、保険者は、特別な理由のある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められるものに対し、減額、免除、徴収猶予ができることとされている。本市では医療費の減免について、どのような対応をされているのか。

答 弁：福祉部長

特別な理由とは災害や事業の廃止、失業など一時的、個別的なもので、一部負担金の支払いが困難と認められる場合に減免措置をとることができるとされている。一定所得以下の者について一律に一部負担金の減免を行うことは社会保険制度上、不適当であると解されている。

現在の負担割合は高齢者や三歳未満児を除き原則三割で、高額の場合は高額療養費として限度額以上の自己負担分が還付される。限度額も三段階設定され、低所得者に配慮している。また、医療機関窓口での支払いが困難な場合には、高額医療費の貸付も行っている。

本市では国民健康保険規則において法四十四条に対応した規定を定めており、また大規模災害発生時には国の示す基準により減免を実施している。



▲ 学校図書ボランティア（ひだまり読み聞かせ）

⑥昨年九月に中学校に配置した読書活動推進員の効果と今後の取り組みについて伺う。

質 問

また、小学校で実際に活動している読書ボランティアは、複数の学校を兼ねていることや参加者の先細りに悩まされている。学校図書館ボランティアを積極的に養成し、その活動に十分な支援を行うべきではないか。

答 弁：学校教育部長

読書活動推進員配置の効果は、人のいる学校図書館の実現

という点で大きな成果を上げており、来年度も設置していくよう考えている。

質 問

⑦西条学校給食センター設置の際、市内を六か所のミニセンターにしていくと説明されたが、現在検討中とはいえ、大規模センターの方針を出されたことは、市民への約束をほごにすることにないか。結論を出す前に市民、特に保護者に意見を聞く場を十分確保してほしいと思うがいかがか。

質 問

また、新年度予算案では八本松学校給食センターの配送業務の委託費用が含まれている。コンテナ配送になっていない八本松の給食センターでは、食器が密閉されず外気に触れる状態で配送されている。安全性の面で改善が必要ではないか。

答 弁：学校教育部長

学校給食センター化については、現在設置検討委員会において見直しを行っており、最終まとめ案ができた次第議会に報告を行い、PTAや市民の意見も伺いたいと考えている。

アレギー対応については西条学校給食センターでは、小学校入学前調査で保護者から食物アレルギーの申し出があった場合、主治医の指示書に従い可能な限り実施している。現在副食のみ八人に対し二十三種類の調理に対応している。

また、八本松学校給食センターの配送車の衛生管理には万全を期しており、コンテナ配送については、今後八本松学校給食センターの大規模改修工事に合わせて検討していきたいと考えている。

⑧新規事業として生徒指導パワーUP事業が挙げられているが、ともすれば生徒指導が生徒管理になりがちである。生徒への十分な説明と生徒理解を中心にした子どもたちの気持ちに寄り添った指導力の向上が求められていると考えるが、いかがか。

質 問

問題行動の低年齢化や広域化への対応として、新規事業の生徒指導パワーUP事業において、①小学校での組織的な体制等を研究するための研究推進校の指定、②特別講師として様々な困難を乗り越えて成長した大人の中学校への派遣、③生徒指導のあり方と保護者への協力の求め方等をまとめたハンドブックの作成、この三つを中心として画している。いずれも児童・生徒への理解を深め、適切な指導を行うことを目指したもので、児童・生徒及び保護者との密接なかかわりの中で指導について十分理解を得られるよう配慮していく。

答 弁：教育長

⑨昨年東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画が策定されたが、人権の推進にかかわる公務員の人権への認識、特に人権について教育する立場の保育、教育関係者の研修についてどのように行われているのか。

質 問

発育過程における子どもへの教育や保育の役割の一端を担う

答 弁：市長

教員や保育士には高度な人権意識が求められている。このほか住環境の整備や福祉対策など市の業務はそのほとんどが市民に直接かわりがある。よって、業務遂行上、常に市民の人権について擁護するための配慮をした上で、各種の施策を講じる必要があると認識している。

答弁：市民部長

DV被害者からの住民票の写しの交付制限の要望は現在のところない。住基ネットを利用した住民登録地以外での住民票の請求は本人及び同一世帯員のみできるもので、配偶者等が被害者の住所を探す目的で利用することはできない。

先般国において、住基基本台帳の閲覧等に係るガイドラインの案として、加害者からの請求の拒否や、本人確認の厳格な対応、住所地のみならず本籍地等の関係市区町村における支援措置などが示されている。

答弁：教育長

問題行動の多様化や複雑化に対応したこれからの生徒指導は、子どもたちの心を開かせることを基本としなければ推進できない。また、学校における生徒指導においても、児童・生徒の内に響くような指導が必要であり、教職員の熱意や使命感も問われるので、生徒指導パワーUP事業を通して家庭との連携を一層進め、学校と家庭がそれぞれの役割を発揮し、子どもたちの生きる力を育てていきたいと考えている。

質問

⑩現在、DV防止法について、住民基本台帳の公開の例外として被害者の住所を加害者から秘匿するよう改正する議論がされ



ている。本市では、住所秘匿の要望はなかったのか。特に住基ネット稼働以降、被害者からの要望があった場合どのように対応されているのか。

本市においては、ガイドラインを踏まえ、十六年度に予定されている総務省の住基基本台帳事務取扱要領の改正をもとに、事務取扱要領の見直しに取り組むこととしているが、見直し前に被害の申し出があった場合、柔軟な運用、被害者の人権確保を図ることとしている。

なお、住基ネットによる広域交付に係る他市区町村との連携については、申出者の承諾を得た上で申出書の写しを当該市区町村に転送し、交付制限を行えるように支援措置を講じる。

一般質問

今定例会の一般質問は、一名の議員が市政の諸問題について質問しました。

驚見

情

情驚クラブ

広島県立賀茂高等学校の定数八十名減および東広島市内高等学校進学者に 関係する諸問題について

質問

四月から広島県立賀茂高等学校の定員が八十名の減になる。広島県教育委員会によると生徒数の減により県立高等学校の定員を百九十四名減らしたとのことだが、なぜ賀茂高等学校の定員を減らさなくてはならないのか。県立広島高等学校の開校を勘案しても納得できない。

答弁：教育長

賀茂高等学校の入学定員は、平成十六年度の入学選抜から八十名減少し、八学級三百二十名となる。これは広島県教育委員会の県立高等学校再編整備基本計画において、教育効果を高めるため、一学年八学級を超える大規模高等学校を適正規模化するという方針があること、呉・賀茂学区と県全体の中学校卒業生数の動向を考慮したこと、新たに県立広島高等学校が一学年二百四十名で開校することなどを勘案して決定したと聞いている。

市内の高等学校への進学を希望した多くの生徒が市外の高等学校に通っている。現在の本市の児童・生徒数からみると、この状況は続くのではないかと危惧する。地域の進学者の変動に合わせた高等学校の新設または誘致等があっても当然ではないかと考える。市外に通学することによる経済的な負担や時間的な無駄は改善されて当然である。市外通学者の問題を速やかに解決する必要があると思うが、見解を伺いたい。

本市の中学校卒業生数の推移については、昭和五十年の七百四十五名から昭和六十三年には千六百六十一名に増加している。その後、平成八年度までは減少傾向で、平成九年度以降は千三百名前後で推移している。市内と市外の高校進学者の割合は、平成六年度では市内進

学割合が三六・八％、市外が六三・二％となっていたが、以降は市内、市外の割合が五〇％を挟んで推移している。本年度の市内と市外の進学割合は、公立高等学校と県立広島高等学校の後期選抜が実施されていないので現時点では判断できない。

高等学校は義務教育ではなく自分が選んで行くので、修学支援については考えていない。教育委員会としては生徒が希望する学校へ進学できる確かな学力をつけ、生徒が将来の生き方に展望を持ち積極的かつより良く行動できるよう、学校に対する

さらなる指導、援助に努めていきたい。広島県教育委員会は賀茂高等学校を進学指導重点校に、西条農業高等学校を農業科の拠点校に指定している。また、広島高等学校を本県の中等教育のリーディングスクールと位置づけられるなど特色ある学校づくりをしている。今後とも市内中学校の生徒が進学したいと思えるような魅力ある学校づくりに一層取り組んでいただくよう県教育委員会に対してお願いをしていきたい。

東広島市内の給食の納品と流通センター利用の問題と地産地消の展望と現況について

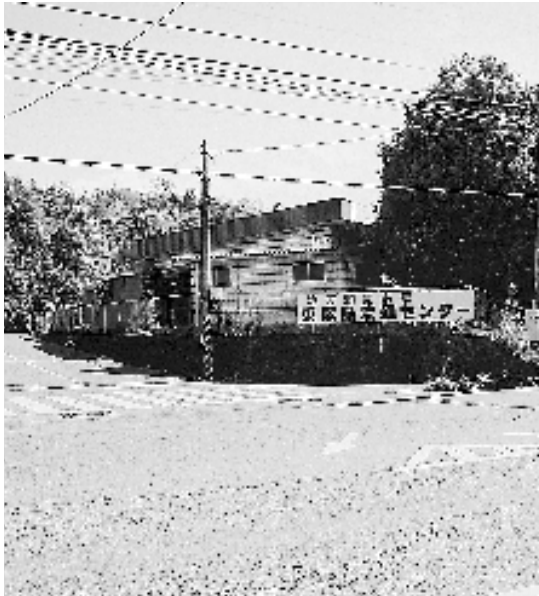
質問

大手スーパーや地元有力スーパーなどは既存の市場を利用せず、徐々に直接生産者との取引を増やす傾向にある。地産地消の推進、地元生産者の育成、流通センターの活性化、地場産業の発展のために、公立の中学校、幼稚園などの給食の食材の納入は、可能な限り東広島流通センターを利用すべきだと考えるが、現況と今後の取り組みについて伺いたい。現在、給食への地場産品の納入は少量で、現場には大量で多種類の納入という声がある。広く市内の生産者に声をかけ、継続的に納品できる体制をとる必要があるが、現況と将来の展望について伺いたい。

答弁：産業部長

学校や保育所の給食に使用される野菜や果物のほとんどは地域の業者から購入している。学校に納入している十五業者のうち十三業者が流通センターを利用し、保育所では十三業者のうち十二業者が利用をしている。また、給食センターへの納入業者のほとんどが流通センターから仕入れをしている。

地産地消の推進については、流通センターでの地場産品に数量的な限度、価格、規格等の課



▲ 東広島流通センター

題がある。そのため、一昨年から産業部、教育委員会、流通関係者、JA、生産者、八本松学校給食センターにより地場野菜を学校に供給していくための時期・品目・方法等を含め、その実施に向けて検討してきた。その結果、まずは取り組みやすいタマネギ、キャベツ、アスパラガス、ピーマン、ネギの五品目に絞って、取り組むこととした。徐々に生産者や生産量を増やして地産地消を推進していくものである。今年度八本松学校給食センターに供給した五品目は食材全体では八％であるが、会議に参加した三名の生産者のほか

にこの趣旨に賛同していただいた数名の生産者もいる。現在このメンバーを含めて新たな生産者の組織づくりを模索している。

学校給食に対応するためには少量多品目生産の形態が必要となる。園芸センターにおいては市場出荷を目的とする生産者の育成、産地の育成などの事業を実施しているが、さらなる推進の必要性を感じている。今後は今年度の取り組みを踏まえ各団体の課題を洗い出し、一歩進んだ取り組みとなるよう連携を深めていきたい。

仮称「寺家新駅」について

質問 地域住民など長年駅の設置を待った方は、駅の姿が早く明確になることを望まれている。十月

が、その後の進捗状況と当面の問題など、特に農地の減歩率が厳しくなっていることなどを含めて、今後の展望を伺いたい。

答弁：助役

寺家新駅設置に向けた周辺のまちづくりについては、新駅周辺のまちづくりに取り組むことを主な目的として（仮称）寺家新駅周辺まちづくり協議会が発足し、これまで十三回の協議会を開催している。この協議会においては全体区域約六十ヘクタールをまちづくりを検討する区域とし、西側区域については土地区画整理事業、東側区域については地区計画制度を用いたまちづくり計画を素案として取りまとめた。このことについて

昨年八月に地元説明会を行ったところ、おおむねまちづくりに対する前向きな意見をいただいている。これを受け、西側約三十ヘクタールの区域については、土地区画整理事業を用いてまちづくりを行う場合とどのような内容になるかを市で調査を実施した。その内容としては平均減歩率が約四六％という結果が算出され、二月十九日の研究協議会において説明を行っている。

研究協議会においてはこの内容を地元関係者に説明する中で関係者の意向を確認していくこととなり、三月十日から七回に分けて地元説明会を開催することとしている。今後この説明会で出された意見を踏まえて、まちづくりに対する具体的な課題を把握した上でまちづくりを実現するための検討を行っていき

その他の質問

○東広島市に関係する合併問題について
○公共工事の入札制度について

行政視察の報告

東南アジア（ミャンマー連邦）

行政視察報告

山田 經介
杉井 弘文
木原 亮一

はじめに

私たち三名は、平成十六年一月二十九日(木)から二月三日(火)までの六日間の行程で、ミャンマー連邦(旧国名ビルマ)を訪問しました。この行政視察は、ミャンマーの歴史や現状を理解し、産業経済分野を中心とした調査研究を行うとともに、訪

問先との関係者との交流や意見交換を通じて、相互理解と認識を深め、国際親善に寄与することを目的として行ったものです。

最初に在ミャンマー日本大使館を公式訪問し、最近のミャンマー情勢について参事官から説明を受けました。次に、首都ヤンゴン(旧称ラングー

2 最近のミャンマー情勢

ミャンマーは東南アジアで最も人口密度が低く、米を中心とした農業が盛んな国で、森林や鉱

ン)の市役所を訪問し、広報担当部長から市勢、行政等についての説明を受けましたが、その際、現地の新聞社から取材を受け、翌日の朝刊に写真入りの記事が掲載されるといふ体験をしました。

さらに、ヤンゴン商工会議所では事務局長から商工業、貿易等についての説明を受け、今後の我が国との関係進展の可能性を確認するなど、視察目的に基づき充実した調査を行うことができました。

物などの天然資源にも恵まれています。

他のアジア諸国に比べて特筆すべき親日国であり、国民はおしなべて好意的な対日イメージを持っています。国民の九〇％は仏教徒で、街のあちこちにバゴダや寺院が建立されており、仏教は生活のあらゆる面に大きな影響を及ぼしています。

現在の政治体制は、一九八八年に、全国的な民主化要求デモにより二十六年間続いた社会主義政権が崩壊した際、国軍がデモを鎮圧するとともに国家法秩序回復評議会を組織し、政権を掌握した軍事体制(暫定政府)です。その後、一九九〇年に実施された総選挙でアウン・サン・スー・チー

女史率いる国民民主連盟が圧勝したものの、政府は女史を国家防衛法違反により自宅軟禁し、一九九一年にノーベル平和賞を受賞した際も授賞式への出席を認めず、自宅軟禁解除後も著しく政治活動を制限し、再度拘束しました。こうした行為は、国際社会から強く非難されているのは私たちがよく承知しているところですが、これを理由として各国の経済制裁や国際援助が制限され、経済に深刻な影響を及ぼしています。

3 ヤンゴン市の概要

エーヤーウェイ川の三角州の東端に位置する港湾都市で、中心地域は私たちが想像していた以上に整備されており、政治経済の中心地として発展を続けている活気を感じましたが、その他の地域の整備はあまり進んでいません。市役所では、特に環境衛生、雇用促進に係る施策に力を注いでおり、街の衛生状態を保ちつつ雇用の促進するため、二千人を雇用して街路清掃等に当たらせているとの説明が印象的でしたが、確かに街にはゴミが見当たらず大変清潔であり、徹底した管理がなされていると感じました。また、市内では下水道等の建設現場を目にしたが重機があまり使用されず、人力に頼っている面が大きいようでした。公共交通機関としてはバス（トラックの荷台に幌をかけたトラックバスが多く、運転台の上にまで人が乗っている）やタクシー、サイカー（自転車でひっぱる独特の乗り物）があり、市内は自動車の交通量も多く、そのほとんどが日本製中古車（トヨタ製が多い）でした。日本車に対する信頼には絶対的なものがあり、その人気は非常に高いとのことでした。

4 経済の概要及び現状

ミャンマーの主要産業は農業で、全就業人口の六三％に当たる人が農業に従事しています。主要産物は、米、小麦、とうもろこし、棉花、香辛料等六十以上の豊富な農作物が穫れます。一九六二年以来、閉鎖的経済政策等が推進されたため、外貨準備の枯渇、生産の停滞、対外債務の累積等経済困難が増大し、一九八七年十二月には国連から後発開発途上国の認定を受けるに至りました。



▲ ミャンマー視察

現政権誕生後は、社会主義政策を放棄する旨を発表するとともに外資法の制定等経済開放政策を推進し、ベトナムに次ぐ有望市場と目されています。その後、一九九五年まで経済は高い成長率で伸びていましたが、最近では為替レートが不安定なことや硬直的な経済構造等が発展の障害となり、外貨不足が顕著となってきました。特に、二〇〇三年二月には、民間銀行利用者の預金取付騒ぎが発生し、民間銀行や一般企業が深刻な資金不足に見舞われているほか、為替市場にも影響がでています。さらに、二〇〇三年五月、政府が遊説中のスー・チー女史を再度拘束したことを受けて、

米国が対ミャンマー制裁法を新たに制定したことが国内産業への打撃となり、失業者の増加、外貨不足の深刻化を招いています。

5 日本との関係

日本は、ミャンマーに対する経済協力においては最大の援助国であり、これまで無償資金協力や技術協力を行ってきましたが、スー・チー女史が再拘束されて以降は、新規案件の実施は見合わせています。しかしながら、民主化、人権状況改善のためには、ミャンマーを孤立化させるのではなく、政権との対話を維持して粘り強く働きかけるとの立場をとっており、緊急性が高く、人道的な案件等については、個別に慎重に吟味した上で実施することとしています。

我が国との経済関係は、日本への輸出額が百四十四億二千七百万円、主要輸出品目はエビ（四六・五％）、履き物（一五・八％）、衣料品（一三・五％）等で、日本からの輸入額は百三十一億七千二百百万円、主要輸入品目は自動車（二三・六％）、建設機械等（二一・六％）となっています。近年、日本からの機械機器の輸入の伸びが大きく、日本製品に対する信頼感是非常に強いようで、特に部品が日本製かどうかで商品価値を判断するということが多かったです。日本への輸出品目の中では冷凍エビの伸びが顕著で、品質の高さは実証済みであり、今後の技術向上、設備の充実により一層の輸出増大が見込まれています。

また、我が国からの直接投資は、二億千二百五十七万ドル（一九八八年～二〇〇三年二月までの累計）で、国別で四～五位の投資国であります。（二〇〇二年度貿易統計）

ミャンマー経済は、市場経済化に向けた過渡期にあり、悪化を回避し持続的な経済発展の軌道に乗せるよう諸施策を確実に実施していく必要がありますが、適切な経済運営が行われることにより、経済関係をはじめ、日本とは多方面での関係進展が期待されることを確認しました。

以上、今回の行政視察の概要を報告いたしました。この度の貴重な体験を今後の議員活動に活かして、新たな本市発展に寄与してまいりたいと意を新たにしました。

市民経済委員会 行政視察報告

日時／三月二十五日

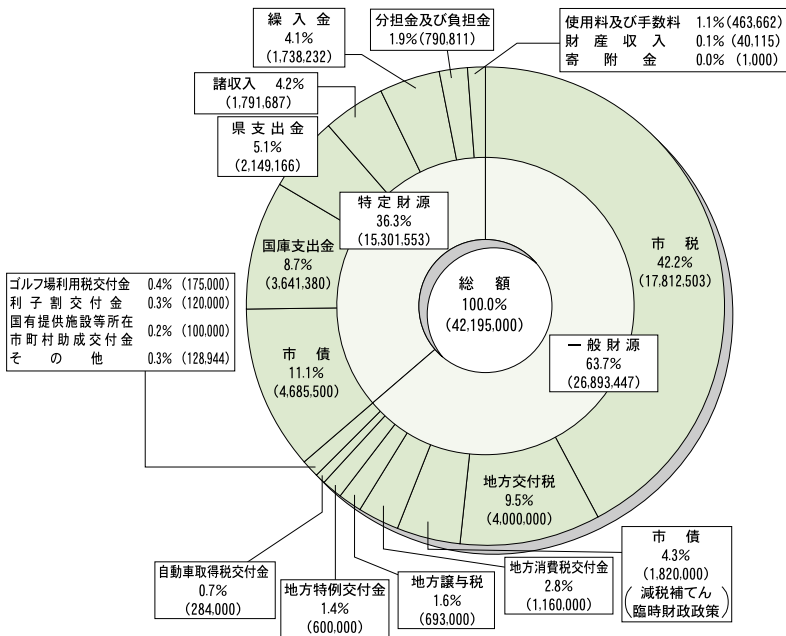
視察地／西日本ペットボトルリサイクル株式会社 福岡県北九州市の第三セクターである西日本ペットボトルリサイクル株式会社では、「ペットボトルリサイクル事業」の先進的な取組みについて調査を行った。この会社は、経済産業省が進める「エコタウン事業」に国内で最初に認定され、容器包装リサイクル法に基づき、自治体から使用済みペットボトルを引き取り、いくつもの工程で再生処理を行い、クリアなペット樹脂等を製造して繊維やシート等の原料を納入している。今後、循環型社会の構築を目指す本市の市政に反映させていけるよう努力していきたいと考えている。



▲ 市民経済委員会視察

歳入予算款別構成図

(単位：千円)



平成十六年度予算 一般会計 四二二億九五〇〇万円

こんなことが決まりました

- ・未来へはばたく都市基盤づくり
- ・心豊かな人づくり
- ・潤いにみちた生活環境づくり
- ・やさしい市民社会づくり
- ・活力あふれる産業づくり
- ・基本計画推進のために

特別会計

予算特別委員長報告(要旨)

水道事業会計



収益的収支 (収入)	資本的収支 (支出)
住宅新築資金等貸付事業 一三四九万九千円	六億四二九万九千円
公共下水道事業 六六億二二二万一千円	一二億三二八万九千円
東広島中核工業団地汚水処理施設事業 二〇四六万三千円	
原地区工業団地汚水処理施設事業 三二九万一千円	
志和流通団地汚水処理施設事業 一〇六三万二千円	
農業集落排水事業 七三七五万一千円	
西条第一土地区画整理事業 三億七三五万二千円	
東広島駅前土地地区画整理事業 六億三六六万七千円	
ひがしひろしま墓園管理事業 三六一六万一千円	
国民健康保険 七四億六八七〇万八千円	
老人保健 八八億一六六万九千円	
介護保険 四八億四三三万七千円	
財産区(八管理会) 六一〇万三千円	
合計 二八九億二五一万四千円	

審査は各常任委員会単位の分科会を設置し、それぞれの所管事項の審査を行い、最後に全委員による総括質疑・採決を行った。企業収益の回復や設備投資の増加等により市税は増収の見込みではあるが、三位一体改革により臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税額が大幅な減少となるなど厳しい財政環境である。予算編成では、急激な社会情勢の変化への対応と、都市の魅力づくりと活力の創造を重点目標に、「少子・高齢社会への対応」、「教育の充実と生涯学習の推進」、「高度情報化の推進」、「循環型社会の構築など環境問題への対応」、「地方分権・合併問題への対応」、「生活都市基盤の整備」、「頭脳拠点の確立」、「活力あふれる産業づくり」の八項目が重点施策として掲げられている。

一般会計予算の総額は、四二二億九五〇〇万円、前年度当初予算に比べ一・三・二%の増となっている。なお、これには平成七年度及び平成八年度に借り入れた減税補てん債の借り換え、約二億二〇〇〇万円と、合併に係る電算統合事業、約一億八〇〇〇万円の二つの特別な要因が含まれており、これらを除くと予算の規模は約三八五億円となり、対前年度比三・二%の増となっている。

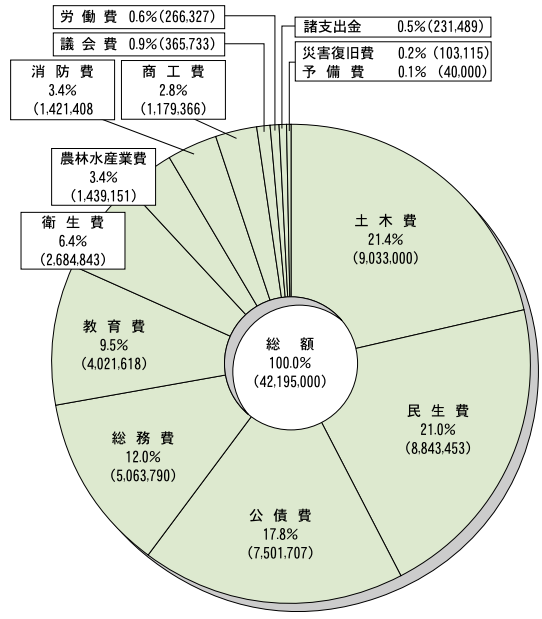
新年度に予定されている諸施策の実施に要する財源の主なもの、市税約一七八億円、地方交付税四〇億円、国庫支出金約五八億円、基金繰入金約一七億円、市債約六五億円などである。

特に問題点として指摘・要望のあった事項の主なもの、まず、少子化社会への対応について、次世代育成支援行動計画の策定に当たっては、子育て支援事業の充実に繋がるよう十分検討された。また、人口急増地域における保育環境整備等も含め、安心して子どもを生み育てることのでき



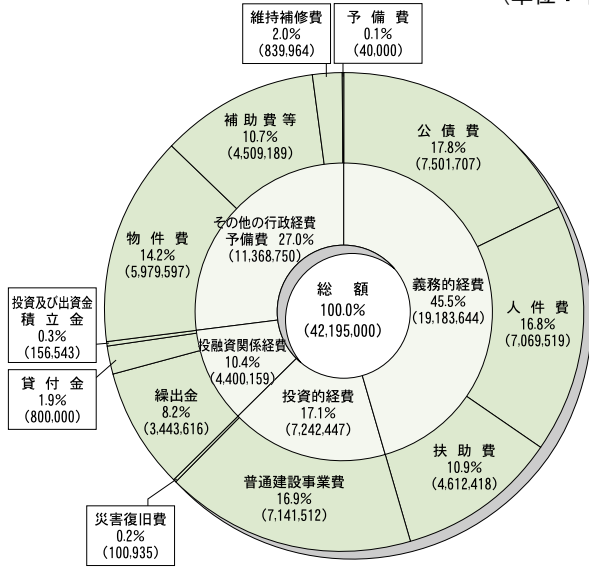
歳出予算款別構成図

(単位：千円)



歳出予算性質別構成図

(単位：千円)



「学園学術技術研究都市」

「いきいき生涯福祉都市」

「ハイレイフ田園都市」をめざして

社会体制整備の促進に積極的に取り組んでいただきたい。次に、道路や農業用施設等の生活関連施設等の整備については、市民からの要望を汲み上げるための明確なシステムを構築するとともに、待機者への十分なフォロー体制を確立し、市町村合併を視野に入れ、地域の均衡ある発展に配慮した生活基盤の整備を、積極的に推進していただきたい。次に、IT教育の推進や新学習指導要領の実施等、目まぐるしく変化する教育環境の中において、二期制導入の検討等については、現場の教職員に過度な負担とならないよう、また保護者の不安を招かないように慎重に取り組んでいただきたい。さらに、防犯灯の設置基準の見直し、合併処理浄化槽設置による効果の検証と市民啓発、農業従事者の啓発と担い手育成、産業の育成と継続的な企業誘致、東広島運動公園野球場建設事業の円滑な推進、市営住宅使用料を含む滞納状況の分析と具体的な対応、その他各般にわたっての指摘・要望が出されたところであり、合併を見据えた今後の行政推進において、最大限反映されるよう強く要望する。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した。

二十の特別会計予算は、総額二八九億二五一一万四千円で、対前年度比五・〇%の増額となっている。これは、東広島中核工業団地汚水処理施設事業特別会計において処理水量の減により前年度に比べ二・九%の減、老人保健特別会計において医療費自己負担の増や受給対象者年齢の引き上げなどの制度改正により前年度に比べ七・八%の減と、減額編成された会計があるものの、主には、公共下水道事業特別会計において浄化センターの処理能力の増強対策や汚水幹線枝線整備等により二六・九%の増、西条第一土地区画整理事業特別会計において平成十六年度が事業計画の最終年度であることにより未処分の保留地全部を処分する計画としたことから前年度に比べ大幅な増となったことなどに起因するものである。

水道事業会計予算については、業務予定量は、給水戸数四万五三〇〇戸、年間総配水量一二五三万立方メートル、一日平均配水量三万四三二九立方メートルで、主な建設事業は、第五期拡張事業としてポンプ所の築造や配水管整備等を行い給水

区域の拡大を図るとともに、石綿管更新事業を実施し、安全で安定した水の供給を目標に、事業を推進することとなっている。予算規模は、収益的収支では、収入額三〇億七三〇〇万一千円、支出額三〇億三二二万八千円で、差し引き四一七五万円の利益が見込まれている。資本的収支では、収入額六億四二九万九千円、支出額一億二億三二八万九千円で、差し引き五億八九九万四千円の不足が生じることとなるが、この不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることとなっている。

特別会計及び企業会計については、国民健康保険における健康増進事業の促進、水道事業会計における水道料金の値下げ対策、公共下水道事業における将来的な普及率について要望並びに指摘・意見が出されている。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した。

反対討論(撤回)

一般会計予算については、生活関連事業の予算が市民要望に比べられる予算となっていない。扶助費は前年度実績より少なく大幅に不足するのではないかと。子どもが安心して医療を受けられるよう、乳幼児医療費の一部自己負担制度を導入すべきではない。農林振興費が減額され、農林畜産の衰退が進むことが考えられる。学校図書蔵書の不足の解消には積極的に取り組む必要がある。収納率の低さが国保加入者の負担になっているので、一般会計負担金以上に国保会計への繰り出しを行うべきである。合併議決はされていないので電算統合の予算は組むべきではない。

国民健康保険税の額は支払い能力を超えているので、引き下げや低所得者への減免措置を実施し、資格証の発行は悪質なものに限定すべきである。老人保健については安心して医療を受けられるよう積極的な取り組みが必要である。介護保険料は負担が大き過ぎるので引き下げるべきである。



皆さんから出された

陳情

陳情

受理状況

▽イラクへの自衛隊派遣に関する要請書

▽政府に「イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書」の提出を求める陳情

▽地域経済と住民のくらしを守るために、広島地域最賃額の引き上げと最低賃金制度の抜本的改正を求める意見書採択、ILO勧告にそった公務員改革を求めるアピールに賛同していただく陳情書

▽三原市・本郷町・久井町・大和町の合併協議推進に関する嘆願書

第一回定例会

可決した案件

新年度予算を含めた議案

50件

諮問

1件

同意案

2件

議員提出議案

2件

否決した案件

議員提出議案

2件

総務委員会付託案件

○住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

本年三月一日から西条吉行東一丁目及び西条吉行東二丁目の住居表示を実施することに伴

い、東西条小学校等の位置等の表示を改正するもの。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

報告義務等に違反した公務災害補償の受給者等に対する罰金の額を現行の「十万円以下」から「二十万円以下」に引き上げるもの。

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正

地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い、関係条例において引用している同法の題名その他所要の規定の整備を行うもの。

○職員退職手当支給条例の一部改正

国家公務員の退職手当の制度に合わせて、特定地方独立行政法人等の職員等としての在職期間については、一定の要件に該当するときは、本市職員としての引き続きいた在職期間とみなして退職手当に係る勤続期間の計算を行うとともに、地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うもの。

○特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正

公職選挙法の一部改正による期日前投票制度の創設に伴い、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額を定めるもの。

○平成十五年度一般会計補正予算(第五号)

減額 一億三二七六万四千元
総額 三八〇億九三四九万五千元
事業費の確定による不用額や財源の調整を行うとともに、繰越明許費の設定・変更、債務負担行為の追加・変更、地方債の変更を行うもの。歳出の主なもの、庁舎建設基金積立金の増、障害者支援費の見込み減、賀茂広域行政組合負担金の減、農業基盤整備事業費の減、企業立地促進に係る助成金の減、東広島駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金の増、小・中学校管理費の減、地方債の繰上償還による公債費の増など。

文教厚生委員会付託案件

○保育所設置及び管理条例の一部改正

市町村間の調整により居住者でない乳幼児を相互に受け入れる保育所の広域入所を実施するもの。

○幼稚園保育料等徴収条例の一部改正

国の示す公立幼稚園の保育料の額の改定に合わせて、市立幼稚園の保育料の月額を、六千円に引き上げるもの。

反対討論(要旨)

不況の中では保育料をむしろ引き下げることによって子育て支援を行うべきである。

○教育集会所の設置及び管理条例の廃止

同和对策事業の一環として設置した志和教育集会所ほか六教育集会所を廃止し、このうち三教育集会所については、地域集会所として新たに設置するもの。

○平成十五年度国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

増額 五七〇万三千元
総額 七三億九五八〇万二千元
保険給付費の増など。

○平成十五年度老人保健特別会計補正予算(第四号)

減額 六万円
総額 九六億七七八七万七千元
事業費の確定に伴う調整によるもの。

○平成十五年度介護保険特別会計補正予算(第三号)

減額 一六八六万四千元
総額 四六億七五三九万六千元
介護認定調査件数の見込み減などによるもの。

市民経済委員会付託案件

○農村公園設置及び管理条例の制定

地域住民の健康福祉の増進及び地域コミュニティの醸成を図ることを目的として、高屋町造賀に東広島市農村公園を設置し、その名称を東広島市すみよし公園と定めるとともに、管理運営に関して必要な事項を定めるもの。

○コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正

地域住民のコミュニティ活動の場として、新たに地域集会所六か所及び多目的広場一か所を設置しようとするもの。

○企業立地促進条例の一部改正

企業誘致の促進及び雇用機会の拡大を図るため、工場等を新設又は増設した指定事業者に対する助成措置として、施設整備助成金を新設するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

反対討論(要旨)

幼稚園の保育料の引き上げという負担を市民に求めながら、一方で企業に助成をすることに反対する。

○平成十五年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)

減額 二五三万八千元
総額 五五五万四万三千元
流入量の見込み減に伴う事業費の減によるもの。

○平成十五年度ひがしひろしま墓園管理事業特別会計補正予算(第一号)

増額 九三万一千元
総額 三七〇八万二千元
事業収入の確定などに伴う調整によるもの。

建設委員会付託案件

市営住宅設置及び管理条例の一部改正

同和对策事業の一環として、生活環境の改善を図るべき地域の居住者に対して行っていた優先的な入居者選考を廃止するもの。

道路占用料徴収条例の一部改正

国道及び県道の道路占用料に合わせて、道路占用料の新設、改定等を行うとともに、所要の規定の整備を行うもの。

奥屋川及び砥石川減水対策施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正

奥屋川及び砥石川の関係水利権代表者との協議により、本条例の有効期限を平成二十二年三月三十一日まで延長するもの。

平成十五年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)

事業収入の確定に伴う調整により財源更正を行うもの。

平成十五年度公共下水道事業特別会計補正予算(第三号)

増額 七億四一四六万九千円
総額 六二億三六四九万七千円
国庫補助金の追加内示により、事業を前倒しして実施するとともに、繰越明許費の設定、地方債の変更を行うもの。

平成十五年度東広島中核工業団地汚水処理施設事業特別会計補正予算(第一号)

減額 一七九万二千元
総額 一九二七万五千元
事業費の確定に伴う調整によるもの。

平成十五年度原地区工業団地汚水処理施設事業特別会計補正予算(第一号)

減額 四二万七千円
総額 二八二万五千元

事業費の確定に伴う調整によるもの。

平成十五年度志和流通団地汚水処理施設事業特別会計補正予算(第一号)

減額 六七万五千元
総額 八一六万三千元
事業費の確定に伴う調整によるもの。

平成十五年度西条第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)

減額 三一四万六千元
総額 一億九一三二万六千円
事業費の確定に伴う調整によるもの。

平成十五年度東広島駅前土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)

減額 一億三三五一万三千元
総額 四億九七七万五千元
保留地処分の減などによるもの。

平成十五年度水道事業会計補正予算(第三号)

収益的収入 六六〇七万円
減額 三〇億一九八〇万九千円
総額 四五一六万一千円
収益的支出 三〇億一九八〇万九千円
減額 三〇億一四〇万七千円
総額 九三三万一千円
資本的収入 七億五九八三万六千円
減額 四八〇七万七千円
総額 一二億一〇五万四千円
資本的支出 四八〇七万七千円
減額 一七九万二千元
総額 一九二七万五千元

収益的収入は水道料金収入の減などによるもの。収益的支出は給水管接続受託工事費の減などによるもの。資本的収入は賀茂広域行政組合や市からの建設改良事業負担金の減などによるもの。資本的支出は設計業務委託料の減などによるもの。

即決された案件

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること

東広島市西条町大字吉行三三二番地 湯川ミユキ

志和堀財産区管理委員の選任の同意

東広島市志和町大字志和堀三〇二〇番地の一 牧尾 良二

助役の選任の同意

東広島市西条町大字下三永一〇九一番地 邑岡 昭二
尾道市栗原町一〇一五〇番地 塩形 幸雄

議員提出議案

可決

年金改革に関する意見書の提出

基礎年金の国庫負担割合の早急な引き上げ、安心と信頼の持てる公的年金制度の確立及び社会保険行政の住民に身近な機関での事務執行を要望する意見書を地方自治法第九十九条の規定により政府に提出するもの。

議員派遣

地方自治法第百条第二項及び会議規則第百五十六条の規定により、姉妹都市親善訪問に議員を派遣するもの。

議員提出議案

否決

自衛隊のイラク派遣を中止し、派遣部隊の即時帰国を求める意見書の提出―総務委員会付託案件

自衛隊のイラク派遣中止、派遣部隊の即時帰国及び国連中心の非軍事民政による復興支援への転換を要請する意見書を地方自治法第九十九条の規定により政府に提出しようとするもの。

賛成討論(要旨)

イラクは実質米英によって占領されている。イラクへの自衛隊派遣は戦争地域への派遣であり憲法上認められるものではない。日本が軍事力をもって参加すれば占領国としてイラク国民の憎しみの対象とされ、取り返しのでない結果をもたらす。日本は平和的に国連の枠組みによる復興支援をし、米英占領軍を撤退させるべきである。

反対討論(要旨)

イラクへの自衛隊派遣に関しては憲法改正が一番望ましいと考える。武力の携行が問題ではなく、自国のアイデンティティーを確立し自国を守ることで、憲法と矛盾してしまうことが問題である。自衛隊の派遣はあくまでもイラクの復興支援という国際貢献であり、日本の存在を世界に訴えるいい機会だと考える。

合併に関する調査特別委員会委員長に対する懲罰―総務委員会付託案件

合併に関する調査特別委員会において、委員長として地方自治法及び会議規則に定められた諸規定に反した委員会運営を強行したので、同法第三十四条の規定に基づき懲罰を科せようとするもの。

反対討論(要旨)

地方自治法の定める懲罰は、議会の規律と品位を保つために認められた議員としての資質や人格にかかわるもので、委員会運営を対象としていない。しかも委員長には議事整理権があり、今回の議事整理は委員会条例や会議規則の違反には該当しない。発議者も含め全員がその議事進行に最後まで参加されている。仮に議事運営が懲罰に当たるのであれば、今後の議会運営は非常に難しくなり、機能しなくなることも想定される。



議会のうごき

2・10	正副議長・常任委員長会議	第一委員会室
2・12	総務委員会	〃
〃	議会運営委員会	〃
2・13	建設委員会	〃
2・16	文教厚生委員会	〃
2・17	市民経済委員会	〃
2・18	全員協議会	〃
〃	議会展報委員会	第二委員会室
2・20	議会運営委員会	第一委員会室
2・23	平成16年第1回定例会(1日目)	議場
〃	予算特別委員会	第一委員会室
2・25	文教厚生委員会	〃
2・26	建設委員会	〃
2・27	市民経済委員会	〃
〃	合併に関する調査特別委員会	〃
3・1	総務委員会	〃
3・2	平成16年第1回定例会(2日目)	議場
〃	合併に関する調査特別委員会	第一委員会室
〃	会派会長会議	第二委員会室
3・3	平成16年第1回定例会(3日目)	議場
3・4	平成16年第1回定例会(4日目)	〃
3・5	平成16年第1回定例会(5日目)	〃
3・8	予算特別委員会(総務分科会・企画部関係)	第一委員会室
3・9	〃(総務分科会・総務部関係)	〃
〃	総務委員会	〃
3・10	予算特別委員会(文教厚生分科会・福祉部関係)	〃
3・11	〃(文教厚生分科会・教育委員会関係)	〃
3・12	〃(市民経済分科会・市民部関係)	〃
3・15	〃(市民経済分科会・産業部関係)	〃
〃	合併に関する調査特別委員会	〃
3・16	予算特別委員会(建設分科会・建設部・水道局関係)	〃
3・17	〃(建設分科会・都市部関係)	〃
3・19	〃(総括質疑・採決)	〃
〃	総務委員会	第二委員会室
〃	議会運営委員会	第一委員会室
3・23	議会運営委員会	〃
〃	平成16年第1回定例会(6日目)	議場
3・24	合併に関する調査特別委員会	第一委員会室
3・25	市民経済委員会行政視察	北九州市
4・9	市民経済委員会	第一委員会室
4・12	文教厚生委員会	〃
4・13	総務委員会	〃
4・16	建設委員会	〃
4・19	全員協議会	〃
4・21	合併に関する調査特別委員会	〃
5・10	議会展報委員会	〃

会議録

会議録とは、本議会における会議の内容を正式に記録したもので、議会の会議の審議経過や結果を知るのに非常に重要なものです。また、後日いろいろな争いが起きた場合に、これが唯一の証拠になる公文書です。

会議録は次の場所でご覧になれます。

- ・東広島市役所本庁 4 F 議会事務局
- ・東広島市立中央図書館
(平成16年以降の会議録を置いてあります。)

・東広島市のホームページ
<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp>
(平成15年以降の会議録を掲載しています。)

なお、ホームページ上の会議録は原本とは字体などが異なる場合があります。また、会議録の作成には会議終了後2か月程度かかります。

議会豆知識

平和・非核兵器 都市宣言 人権尊重都市宣言 東広島市

■本会議を傍聴 してみませんか■

次回の定例会は6月14日に開会される予定です。

議会の本議会は原則として公開されており、だれでも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、本会議開会日の当日、議会事務局で傍聴券を受け取り入場してください。席は42席あります。また、エレベーターが設置されているので、車いすのまま傍聴できます。席は2席あります。

なお、傍聴にあたり手話通訳を希望される方は、傍聴希望日の3日前までに申し込みをしてください。

日程など詳しい内容は、議会事務局までお問い合わせください。

問い合わせ/市議会事務局 ☎ 420-0966

Fax 424-9465

平成十六年第一回定例会において新年度予算が可決され、新しい年度がスタートいたしました。東広島市財政の健全運営を目指して財源をどのように配分していくかということについては、さまざまな意見があります。市民の皆様の期待に応えることができるような開かれた議会運営を行うことは勿論のこと、常にさまざまな角度から地域づくりを考えることが必要だと思います。

地域の活性化ということばをよく耳にします。地域活性化イコール経済の活性化であるかのようにも言われますが、本当の意味での地域活性化は、経済の振興だけに主眼を置くものではなく、「ひとりひとりが生き生きと暮らすことができるような地域づくり」ではないでしょうか。所得、仕事、住みやすさ、ゆとり、文化・・・地域活性化にキーワードは数多くありそのどれもがわたしたちの人生に必要なものばかりです。

東広島市という地域にふさわしい価値観の創出について、市民、行政、議会が一体になって考え、行動すること、つまり、自分たちの地域を連帯してつくっていくことこそが本来の「自治」の姿ではないでしょうか。来年の合併を控え、今こそ地域活性化に向けて知恵を出し合う時期だという思いを強くしております。

編集後記

石原 賢治